

七復讐——一足の下駄

兩隊長の横死によりて、隊中の士は中流に楫を流せるが如く、暗夜に燈を失へるが如く、いづれも其適歸する所に迷へり。或は憤悶し、或は落膽し、或は其敵手を獲て、甘心せむとするものもありき。同時に起れる疑問は、刺客の果して何者なるやといふに在りき。慎太郎のいひける『コナクソ』と賊の殘せし言葉は、四國者のいふ言葉なれども、これのみにては、雲を掴むが如く何處を搜索せむ様なし。賊の遺留品としては、僅に下駄一足と、刀の鞘とあるのみなりき。下駄には(○)の焼印ありき。瓢亭といへば、南禪寺と、先斗町の内なるべしと思ひ、新助は翌日(十六)先斗の瓢亭に至り、『この下駄に見覺なきや』と尋ぬるに、『如何にも、手前共の下駄なり』と答ふ、『さらばこの下駄を誰かに貸したる覺なきや』と問へば、『昨夜新選組の御方に貸しました』と答へぬ。さては敵は新選組に極れりと、犇くものもありしがたゞ一足の下駄の

みを以て、新選組なりと斷ずるもあまりに早計なりと、なほも偵察しける内かの刀の鞘は新選組の原田左馬之助の所持品なりといふもの、舊新選隊士の中より出で来れり、下駄は新選組に貸した鞘は原田左馬之助の所持品である——彼はもと松山藩の出身で新選組である——松山それは四國の伊豫で「コナクソ」の言葉は、其地方語である。隊士の疑問は磁針の鐵に赴くが如く、期せずして新選組の一點に固着して、離るべからざるものとなれり、今は疑問といはむよりは、寧ろ決定的事實として隊士の目前に驗はれり、其仔細を語るに先立ちて、少しく新選組のことに及ぶべし。

1 井口新之助談話

八復讐——新徴組

新選組は、もと新徴組の前身なる浪士の分派にして、其新徴組といふは、幕府に於て新募せる諸國の浪士の集團なり。萬延以後尊攘の氣勢漸く盛なる

につれて、幕府に於ては、江戸に群集せる諸國の浪士の始末に困却し居たりし折柄、羽後天童藩の人、清川八郎は、この浪士を率ゐて、天下に事を爲さむとするの志ありければ、講武所教授方松平主税助(忠敏)に勸めて、浪士取立方のこゝとを幕府に建議に及ばせけるに、幕府に於ては、渡りに舟の思ひして、文久三年正月七日に至り、老中より、『浪士共の内有志ノ輩御集ニ相成、一方ノ御固メ可被仰付候(中略)其心得ニテ名前取調早々可被申聞候事』と、主税助に達せられ、主税助を浪人取扱役といふに任せらる。されば、主税助は清川八郎をして、専らこの事に盡力せしめけるに、八郎は藝州廣嶋の浪人池田徳太郎といふものをして、諸方に遊説せしめけるに、集り來りたる浪士には、根岸友山(熊谷在兜山)分部總右衛門(上同)等を始めとして、江戸及近郷に散在せる者、倏ちにして三百人に及べり。いづれも、天下の騷亂に乗じて一方の功を立て、あはよくば、千石、二千石の所領をも贏ち得むとする諸國のあぶれものどもなれば、中には士分にあらざる百姓町人なども打ち混せり。かくて、この年二月四日に

この浪士をば、小石川の傳通院に集合せしめけるに、元來主税助は、八郎が本尊に祭り上げたるのみにして、是等を統率すべき人物にあらざれば、間もなく其職を解かれ、鵜殿鳩翁(長銳民部少輔)代て浪士取扱役に任せられ、山岡鐵太郎、松岡萬速見又四郎の三人は取締に、佐々木只三郎、高久安二郎、廣瀬六兵衛は取締並出役に、中山修輔、山内八郎は調役といふを命せられぬ。三十人を一組となし、七組を置き、十人に一人の什長あり、清川八郎、池田徳太郎は取締附といふを命せられぬ。この時はまた新徴組の名はなくして、單に浪士と呼べり。この年三月、將軍上洛の事となりければ、この浪士も上洛の先手として、鳩翁鐵太郎等に引率せられ、二月廿二日堂々として京都に入り込みぬ。京都にては、市の西隅壬生村の更祥寺、新得寺などの寺院、及び民家に分宿しけるより、市中にては一般にこれを壬生浪人と稱せり。

この浪人の大部分は、志もと功名ありて、敢て幕府の爲めに死力を盡すといふにあらず、特に清川八郎の如きは、前年春中山家の田中河内助(綏猷)等相

謀る所あり、潜に九州地方を遊説し、浪士を糾合して、嶋津久光の上洛を期とし、尊攘の旗擧せむものと計畫し、爲めに寺田屋の變を醸せし程の、過激の士なりければ、著京するや否や、同志と共に、學習院に向て、一封の建白書を捧呈せり。其趣意は、『將軍救命を奉じて、攘夷せむとするにより、我等草莽のものと雖も、其趣旨を奉じ、忠を國家に盡さむが爲めに馳せ加はりたるものなれば、敢て幕府の祿位は受け申さず』といふの意にて、可成長文のものなりしが、朝廷にては、非藏人鴨脚和泉、松尾伯耆の兩人これを受理しけるに、其年三月三日に至り、鷹司關白より、浪士取扱鶴殿鳩翁に向ひ、『今般、英艦生麥事件談判の爲めに、神奈川に闖入の聞えあるにより、其方召連候浪人共、速に東下致し、粉骨碎身可勵忠誠候也』(娶)との御沙汰書を傳へられたり。由來、天下の浪人に、關白より、如斯の御沙汰の降れることは、眞に未曾有のことなれば、彼等はいづれも、非常の光榮として感泣し、今にも異人と戦争の始まらば、一槍一番首の功名せむものと、清川八郎を先導に、三月十三日に京都を出發し

て、同廿七日に、江戸に歸着せり。

然るに、この時近藤勇(名は昌宜、武州北多摩郡石原村大字大澤の人)、土方歳三(名は、武州南多摩郡桑田村字石田の人)等の一派は、清川八郎等と議論を異にし、我々は、幕府の爲めに募集せられたるものなれば、攘夷は素より爲すべきなれども、幕府を措ての攘夷は潔とする所にあらずとて、京都に残ることとなり、矢張壬生村に屯營せり。其重なるものには、芹澤鳴(本名木村繼、二水戸の人)を首領として、平山五郎(加州)、田中伊織、野田健司、近藤勇、山南敬助(知信、仙臺人、後三郎)、新田草左衛門、土方歳三、葛山武八郎、松原忠治、沖田總司、藤堂平助、安藤早太、原田左之助、長倉新八、井上源三郎、河合義三郎(播州高砂)、酒井兵庫(攝州住吉)、奥澤榮助、佐伯又三郎(長州)、川嶋勝次(京都)等にして、漸次其數を増すにより、京都守護職松平肥後守(保容)には、この隊を以て、有志家の擧動を探り、市中取締の補助となさば、便益多かるべしとて、更に名を新選組と稱せしめ、其附屬となし、又文久三年八月十五日後は、専ら其事に従はしめぬ。

1 幕末の浪士、新選隊始末記、東西記聞

2 柴太一郎談話、近藤勇

3 新選隊始末記

九復讐——新選組の暴横——象の鼻

幕府¹にては江戸に歸りし浪士の一隊を、本所三笠町の俗に夜鷹小笠原と稱する、旗下小笠原某^(五千)の邸に置き、更に高橋健三郎^(後伊勢守泥舟)を取締役の中に加へ、月々何程かの賄を給することゝなせしが、元來不逞の徒なれば、幕府より支給せらるゝ小許の手當には満足せず、亂暴の舉動多かりしが中にも、兩國馬喰町大松屋に分宿せし石坂周造、村上俊五郎等の一隊^(十人)は、諸方の豪家を脅迫し、推借強盜をなし、茶屋料理を飲倒し、婦女を誘拐する等、傍若無人の舉動多かりしかど、幕府を後援とせるより、與力同心の力にもこれを制しかねければ、市民は浪士の名を聞て、毛虫の如く戰慄するに至れり。されば、全く無頼の惡徒にて、この浪士に關係なきもの迄も、浪士の名を假りて、剽掠を行ふもの多かりき。其一例は、何國の浪人にや、岡田周藏、神邊六郎^(東西紀聞ニ朽葉新吉神戸八)といふもの、大坂に於て擊劍の道場を開き居たりしが、今度江戸に

於て、浪士召抱のことありと聞き、出府の上、浪士取扱所に至り、加入のことを申込みしも、如何なる仔細にや、加入を許さざりしに、其頃、兩國には、象を連れ來り、興行をなすものあり、珍らしきことゝて、市中の評判となり、夥しき見物なりき。一日、この周藏、六郎の兩人は、浪士なりと稱し、觀物小屋に入り、『其象の鼻を、おれに斬らせよ』といふ、象の鼻を斬て仕舞へば、象は死するを以て、觀物小屋にては、商賣道具をなくする譯なれば、頻りに詫びたるも、聞き入れず、『斬らすこと出来ざれば、金を差出すべし』とて、結局何程かの金を強奪し、其金を以て芳原に出掛け、玉屋に登樓し、かの象の咄しをなしたるに、此頃、廓中の娼妓は、廓外に出ることを禁じありしかば、いと珍らしきものに思ひ、頻りに『見たし』といふ、兩人は、『よしさらば見せてやらむ』と、數十人の娼妓を山谷堀より、屋根舟三艘に乗せ、兩國に至りて、象を見せ、夫より深川邊迄舟遊山と出掛けたり。最寄々々の料理店へ舟をつけ、酒は勿論、刺身といはず、料理といはず、すべての飲食物は、残らず無代にて徴發せり。何ともいは

む様なき亂暴なれども、何處の料理店にても、『否』といはゞ、斬り捨てられむことを恐れて、命せらるゝ儘にこれを差出せり。

この二人の亂暴のことは、三笠町なる浪人の本營に聞えければ、流石に、『我々浪人の名を假りて、かゝる狼藉に及ぶこと言語に絶したれば、直ちに斬捨てざれば、隊の名譽にも關すべし』といふものあり、中には、『彼等隊内のものならば、兎に角、隊外のものなるにより、召捕りて町奉行に引渡す迄にて宜かるべしと、唱ふるものありしかど、馬喰町に止宿せる村上石坂等は承知せず、二人を三笠町に連れ來りて、首を刎ねこれを、兩國廣小路米澤町壹丁目鴻池といふ酒屋の前通(白粉商五十嵐の向側に梟せり。これは文久三年四月九日の夜のことなりき。

『附記』東西紀聞に載する所は聊これに異なり、七日に、深川假宅久喜萬字を妓三人舟に乗せ外に藝者數人別舟に乗せ兩國にて上陸象見世物入り象の鼻を切て仕舞など、申出大ニさへがし夫より青樓へ上り酒興之

上妓女藝者は駕籠ニ而歸し其身三人ハ舟ニ乗候所を西河岸より外之浪士六七人來り呼かけ上陸させ何か聲荒に叱り候躰ニ而其儘引立浪士屋敷に連歸り候よし

1 幕末の浪士 2 東西紀聞

一〇復讐——清川八郎の横死——幕府飼犬に手を噛まる

かくて清川八郎は、幕府の因循終に決すなきを慨し、同志の徒を率ゐ、密かに横濱の夷館を襲撃せむことを計畫しけるを、幕府の爲めに探知せられ、この月十三日の夜、麻布古川端なる松平山城守の邸に、其用人金子與三郎を訪ひて歸るさの橋の畔にて、佐々木唯三郎の爲めに暗殺せられぬ。唯三郎は名は高城といひ、もと會津藩士にして本姓は佐々木氏手代木直右衛門(勝任)の實弟なるが、夙に擊劍を藩の師範羽嶋源太に學び、精武流の奥儀を極めまた

沖津庄之助に従ひて槍術をよくせり、江戸に出ては和歌を鈴木大之進(重嶺)に學び、彦根の客臣長野主膳と親交ありしより、會津藩にては、幕府に運動すべき事柄は、佐々木の手を借りしこと尠からず、何時しか徒士の株を購ひて(萬延元年頃)幕士の列に入りしが、文久三年正月には浪士取締並として上京し、一先づ清川八郎等と共に歸府せしも、横濱燒撃の一條につきては、清川と論を異にし、終にこれを暗殺するに至れり。或はいふ、これ板倉閣老(勝靜)の内命に出るなりと、幕府に於ては、折角、おのれの爪牙となさむが爲めに取立てたる浪士の亂暴と八郎等の陰謀とに驚き、翌十四日の夜市中取締を命せる酒井(莊内)大久保(小田原)松平(高崎)阿部(白河)相馬(磐城)中村の五藩に、平戸の松浦を加へて、三笠町の本營を始め、馬喰町の大松屋を圍み、石坂周造村上俊五郎、岡田盟等亂暴過激の徒二十七人を捕へて、これを土方、堀の兩藩侯に、分預し、浪士の一隊をば、モチノキ坂下田沼玄蕃頭の邸に分置し、實に其取締を嚴重にし、十六日に至り、二百二十七人を一組となし、始めて新徴組の名を附し、

三人扶持二十五兩を與へ、身分は伊賀者次席となし、輕格ながらも幕士の中に編入し、八月に至り庄内藩主酒井繁之丞(後左衛門尉忠篤)の附屬となし、十一月二十日に改めて酒井家に『御附與相成家來同様處置可致』と仰せ渡されければ、隨て新徴組の名稱も廢せらるゝに至りぬ。これ實は幕府が酒井家に向ひて、厄介拂をなせるものなりき。

彼等は、酒井家の部下となり、市中を巡邏し警衛のことに従ひしが、亂暴狼藉なほやまず、市民を悩ますこと大方ならざりしかば、酒井家にては其都度これを捕へて、或は切腹せしめ、或は押籠に處する等、嚴罰に處せしかど、山田一郎、中村常右衛門、羽賀軍平、草野剛藏、天野精一郎等は、強盜剽客に類する所業夥しく、或は赤城山の舉に加はり、或は筑波の徒に投ずるものありき、其殘留せるものは、慶應三年十二月七日、三田小山薩州邸燒討の手に屬し、翌年二月九日、酒井家の藩士と共に莊内に赴き、戊辰の戦役にも與りしが、其子孫は、今に土着して、庄内地方に存するもの尠からずといふ。

一一見廻組

幕府にては、烏合の浪士の強悍頗る制し難きに苦みこれを酒井家の附屬となすと共に、元治元年四月廿六日に至り、京都見廻組を置きて、新選組と相協同して、京都の警邏に任せしめぬ。新徴、新選の二組は、もと諸國の浪士を糾合したるものなれども、この度は、重に旗下の士の二男三男等より採用し、寄合、蒔田相摸守(廣)、交代寄合松平因幡守(康)を以て、其組頭となし、即ち『今度京都見廻り役被仰付候ニ付、是は、銘々の組の者二百人宛被成御預、與頭二人ツ、同勤方二人被附屬、右人体は追々可被仰付候、尤其方とも、并組之者共、家内召連、彼地へ引越候積可被心得候』と達せられ、大目付、目付へは、老中板倉周防守(勝)より。

場所高

席御、普請、役元、御譜代場、次

七拾俵

京都見廻役

右之役、今度新規多人數被仰付候ニ付、相應之者、可成丈御譜代之者之内、ニ而相撰、早々書出候様可被致候、尤御抱之者ニ而も、格別ニ見込候ものハ、其趣認加可被差出候、且又相應之者無之向は、其段書付ヲ以可被申聞候。

但書出候名前書、高歳附ハ勿論、御譜代御抱之譯、夫々認可被差出候。

右之趣御留守居以下、老中若年寄支配共、向々不洩様、早々可被達候事。

と達せられ、なほ『京都見廻役席之儀は、大御番頭之次と可被心得』と示され、五月六日に至り、蒔田相摸守は、京都への御暇として、金十枚、時服五枚を下し置かれ、特に相摸守と、松平因幡守の兩人へ御扶助として、金三千兩を下賜せられぬ。五月五日付かくて、見廻組一同はこの月下旬組頭に引卒せられて上京したるも、當時京都の空氣は、長州留守居より長藩入京を迫る等のことありて、著しく緊張し、何時異變を生せむも測られざるも、纔に二百人許の隊士を以て、市中の警邏に任せむことは覺束なければ、組頭因幡守より、書を會

津藩江戸邸家老上田一學に寄せて、新選組のものより、可然ものを登庸せむことを照會したるに一學は、在京家老横山主税等に移牒して(五月十日付)協議する所ありたるも、主税等は、其待遇のあまりに輕微なるを以て、これを辭せり。

³されば、見廻組に於ては、京都にて城番組與力、所司代、組同心中より、劍槍銃などの心得あるものを採用して、其缺を補ふこととなりしより、渡邊一郎、内藤某、野條某(以上城番)、桂隼之助、世良吉之進、川勝某、大西某、兒嶋某(以上同心)等數十人は、前後してこれに加はりしが、十六日に至り、幕府にては開成所取締役小林彌兵衛等に、新に見廻組頭を命せり。かの江戸一ノ橋に於て、清川八郎を斬殺したる佐々木唯三郎が、組頭となり上京したる亦たこの時に在りき。かくて京都に於ては、見廻組と新選組と相對立して、警邏及守衛のことに従ひしかど、見廻組は兎も角も、幕府直參譜代の士多かりしより、新選組を外様新參の如く見倣し、新選組よりは、彼等肉食の徒果して、何事をかよくなし得べきぞと、見廻組を輕蔑し、兩々相軋るの風ありしかば、この年六月五日、三條小橋池田

屋に於て、新選組の士、吉田稔麿、宮部鼎藏、北添倍麿、望月清平、松田重助等、長藩士州等の浪士數十名を捕斬すれば、見廻組は、七月十八日、禁門の變には、幕軍の別働隊となりて、長軍を散々に驅け惱すなど、互に功名を競ふの勢を醸するに至りしかど、後には時勢の切迫するに連れて、互に提携するの必要を感じ、見廻組も同じく守護職の配下に立つに至りぬ。

1 幕府沙汰書 2 會津藩廳記録 3 中川四明談話

一一復讐 || 新選組 || 近藤勇、芹澤鴨を殺す || 西
本願寺に移轉

¹清川八郎等と別れて、京都に残れる浪士の牛耳を取りたるものは、芹澤鴨と、近藤勇となりき。芹澤鴨は水戸藩のものにて、攘夷説を主張すれども、元來、剽悍無頼の徒にて、文久三年七月廿四日の夜、佛光寺高倉の油商八幡屋卯兵衛といへるもの、外國貿易をなしたりとて、これを千本通四條の南に誅し、三

條橋西なる揭示場に梟首し、葭屋町一條なる大和屋庄兵衛が、天誅組の爲めに、軍資金を調達したる風聞あるを奇貨として、これを脅迫したるも、應せざりしかば、部下を率ゐて、其家に發炮放火し、壬生村の下宿に引揚げたりしかば、會津藩にても、流石にこれを其儘になし難くて、近藤勇、山南敬助、土方歳三、沖田總司、原田左之助の五名を呼び寄せ、密に旨を含むる所ありき。これよりさき、芹澤は、四條通堀川邊なる吳服商人菱屋某の妻梅といへるものと姦通し、暴力を以て奪ひ來り、妾となせるが、其黨平山五郎もまた、嶋原の娼婦(精梗といふ)を誘拐し來て、宿所に引入れたり。九月十八日の夜、近藤は、同志を率ゐて、芹澤の宿所を襲はむと忍び寄りしに、折柄、平山の妾の便所に到らむと、戶外に出で來るを他に去らしめ、沖田總司眞先に跳り入りて、芹澤を斬る。芹澤は小刀を抜討に、沖田の鼻の下に少しく手を負はせたりしも、土方歳三の爲めに打留められ、姦婦梅も併せて、斬殺せられぬ。平山五郎は、山南敬助、原田左之助の爲めに切殺さる、かくて近藤等は、廿三日に芹澤の黨田中伊織を闇殺

し、同十二月廿八日には、また其黨野田健司の結髮中を原田に命じて不意に刺殺さしめぬ。これよりして、近藤を以て隊長となし、山南敬助を總長に、土方歳三を副長となし、威を洛の内外に振ひけるが、時々大坂に下りては、八軒家なる京家を以て、假りに下宿となし、富豪に迫りて、押借強盜をなす等のこと、毫も芹澤等の所爲と異なる所なかりしかば、人々厄病神の如く忌み恐れぬ。剩さへ、大坂町奉行組與力内山彦次郎といへるもの、沖田總司、長倉新八の兩人、相撲取を斬殺したることありし際、近藤勇を取糺したりしに、其應接無禮なりとて、沖田は、原田左之助等と共に元治元年五月廿日の夜、天橋橋上に要撃して、これを暗殺せり。この年六月五日の夜、三條小橋池田屋に於て、近藤等長、土、肥後等の浪士を掩殺したりし後は、彼等は浪人狩と唱へて、白晝拔身の鎗を閃かし、土足の儘旅人宿、料理店等に闖入し、客人を検査する等、亂暴なる舉動多かりしが、十日の夜、土佐人麻田時太郎といへるもの、友人四五名と共に、東山曙亭に會飲し居たりしを、會藩士柴司の爲めに怪しまれ、鎗疵を付け

られしより、會藩と土藩との間に葛藤を引起し、麻田は、會藩より差遣はされたる、醫師を謝絶し、終に武士道相立たずとて自殺するに至りしかば、會藩にても柴司を自殺せしめ、其過失を謝し、事落着するに至りしかど、一時は土佐藩士の憤激一方ならず、畢竟かゝる事に至るも、新選組の暴横に煽揚せらるゝによれば、壬生寺に押寄せ、其徒を塵殺すべしとの風聞專なるより、流石に彼等もいたく戒心し、壬生の陣營の表門へは、『天笠の横町へ轉宿す』との張紙をなし、市内に潜服することゝなれり。

其頃、西本願寺本堂の北に、集會所と稱する大堂あり、大法會執行中は、諸國門末の僧徒等多數茲に集會して、法會に列する所にして、平日は、べ切りあれど、時としては説教など執行する所なり。新選組にては、曩に久留米の劍客片山九市變名齋藤主計等、西本願寺の演武場にありて、禁門の戦争始まると共に、同志廿餘名を率ゐ、門主を擁し、天機伺と號し、參内し爲す所あらむとせしに、其計畫發露して、片山等皆六角の獄に繋がれしことあるを奇貨とし、西本願寺を

脅迫し、かの集會所を借りて、本營となさむことを迫れり。西本願寺に於ても、始の内は拒み居たりしも、若し強てこれを聞き入れざる時は、如何なる後害あらむも量られざれば、翌年四月に至り、終に集會所を彼等に借渡せるが、山南敬介はこの事につきて近藤等と議を異にし終に屠服せり。彼等は同所に『新選組本陣』といへる掛札をなし、日々試發と稱して、空丸ながら大砲小銃を連發するより、參詣人は素より、附近の老幼は恐れて近寄らず、西本願寺の迷惑大方ならざりければ、會藩公用人野村左兵衛、小森久太郎等に交渉して、漸く境内に於て試發のことのみは、差止め壬生の寺内に發砲の場所を設けたりしが、此比入隊せる浪士には、芦屋昇後肥、新井忠雄江鯖、武田觀柳、大石鍛次郎、今井祐次郎共江戸、吉村貫一郎南、中村玄道、久米部沖見共米、清原清、安富才助共肥等數十名に及び、益々勢焔を張れり。

1 新選隊始末記 2 佐々木高行日記、會津藩廳記録 3 新選隊始末記

一三復讐——好漢伊東甲子太郎

¹これより坂本中岡の暗殺一件に、大關係を有せる伊東甲子太郎の一黨の入隊のことを語らざるべからず。

甲子太郎は、もと常陸國志築の脱藩にて、諱は武明、初め大藏と稱し、後攝津と改む。性寛厚にして義を好み和歌をよくし、尤も擊劍に長せり。文久の初江戸に出で、深川に道場を設け、子弟に教授せしが、元治元年春藤田小四郎等攘夷の兵を筑波に擧ぐるに及び、同年八月初旬、宍戸侯松平大炊頭(頼)鎮撫の爲めに、水戸に下ることゝなりければ、有志の浪士應援として隨行することとなり、上野山下雁鍋に集合せしが、伊東亦其席に在りしを、久留米の脱藩古松筒次(藤真師)は、伊東を別席に呼びて、『この行、必ず失敗に終るべし、我は藤田等と相約する所あれば、今にして去り難きも、君はこの地に留まりて他日の成功を期せらるべし』と、切に止むる所ありしかば、伊東は、實弟鈴木三樹三

郎をして、これに加はらしめ、おのれは江戸に残りしに、果して筑波の一擧は敗北に歸し、鈴木は逃走して江戸に潜服せるうち、去文久三年正月横濱運上所に於て英人を傷けし筑後久留米の浪士篠原泰之進(後秦林親)及加納道之助(伊豆の人後)服部武雄(赤穂藩後二郎三郎兵衛)佐野七五三之助(尾州藩)大村安宅(相馬藩)等と邂逅し、其志を語るに及び、鈴木はこれ等の壯士を兄伊東に紹介しけるに、伊東は一同に向ひ、『今や憂國の士は、みな京師に集まりて、尊攘の計畫に盡力すれば、我等も亦た上京して、力を國家に致さむと思ふが如何に』といひければ、衆これに賛同して、伊東を盟首となし、十一月十四日(新選隊始末記には十五日とあり)江戸を出發して、上京の途に就き、同月三十日(新選隊始末記には十二月一日とあり)着京し、近藤勇を訪ひて、時事を談じけるに、近藤はもと一介武辨の人なれば、伊東の卓論に服し、伊東を參謀に推し、鈴木を十番隊長に擧げてこれを厚遇せり。

されど、伊東の志は、もと尊攘に在りて、近藤土方等の如く、幕府の走狗たるを甘するものにあらざれば、勤王の士にして、新選組の爲めに嫌疑を受けた

るものを、陰に庇護せしこと尠からず、新選組がかの長藩の赤根武人、久留米藩の淵上郁太郎等を、一旦捕縛して間もなくこれを放還せしが如きも、伊東の斡旋によるなりとの説あり。また隊中の浪士富山彌兵衛初四郎太薩藩内田仲之助の僕を介して、薩藩の大久保市藏利通に面會し、夙にこれと聲息を通ずる所あり。慶應二年正月廿八日には、近藤及篠原泰之進、緒形俊太郎と共に京都を發し、二月三日廣嶋に着せしが、伊東は篠原を伴ひて、老中小笠原壹岐守長行に面謁し、屢々尊王の大義を説き、諸藩の周旋方田中孫兵衛小倉藩、井上六之丞筑前藩、花房孫太夫備前藩、宮川六郎田邊藩等と會談し、頻りに長州寛典の處置あらむことを論議せるが、終に下關に至り、長州藩野村某和作?等と會し、尾州老侯慶應の上京を周旋せむことを約し、四月二十七日歸京の後、九月十五日京師を發し、十九日名古屋に至り、同廿一日成瀬隼人正の邸内に於て本多彦三郎、長谷川壯藏等と協議する所あり、老侯は廿五日發駕のこととなりければ、伊東もこの日を以て、歸京の途に就きけるに、廿六日、伊東は、近藤、土方等と大に時務を論議

し、相合はざる所あり、伊東は終に新選組と分離の念を懷くに至れり。

1 新選隊始末記 2 秦林親日記 3 秦林親日記、新選隊始末記

一四復讐——同類相屠る殺人團——伊東の一黨分

離す

新選組は、もと烏合の衆なれば、隊長近藤のこれを馭する、隊規頗る嚴酷にして、聊かにても、異論のものあれば、これを自殺せしめ、或はこれを殺害して、纔に隊規を維持するに勉めたり。されば田内知、眞田次郎等は痴情の爲めに、隊士より詰腹を切らせられ、田中寅藏も亦た攘夷論の爲めに、隊士と爭論して、自殺を命せられ、河合儀三郎といへるものは、會計方を勤務せしが、隊金費消の嫌疑によりて割腹せしめらる。五番隊長武田觀柳は、洋式調練のことにつきて、近藤等に啣む所ありしを、竹田街道にて誘殺せられ、酒井兵庫は、薩藩に内通せりとして要撃せられ、川嶋勝次は、押借の舉動ありしとして、坊主にせら

れたる上二條磧に斷頭せられ、淺野薫も亦同様のことありしとて、葛野郡川勝寺の川中へ、沖田總司の爲めに切捨てらる。總てこの隊の人を殺すことは、犬猫を屠るが如し。また富豪の家に闖入しては、金錢を脅取すこと殆ど毎日の如く、遊里に入りては、常に無錢遊興をなし、或時住吉の角屋に、四五人にて登樓せしに、折節多客にて斷られしを不快に思ひ、同家臺所の大釜は、由緒ある古物なりとて大切になし置きけるを、引揚げて石に投じて微塵となしぬ。これみな元治元年十一月頃より、慶應二年十月頃のことなりき。剩さへ、翌三年十一月九日の夜には、さきに隊士後藤大助等が、巨掠の池の留場所にて、小鳥を撃ちけるを、伏見奉行與力横田内藏允が咎責しけるを、啣みて、同志と共に、其家に忍び入りてこれを暗殺せり。

されど、新選組は、幕府の爪牙となりて、勤王家を剿除すること大方ならざりしかば、近日幕臣に列するの内命ありしを、兼て近藤等の所爲を快からず思ひ居たる伊東甲子太郎は、弟三樹三郎、篠原泰之進、服部三郎兵衛、新井忠雄、

藤堂平助、阿部十郎、加納鵬雄(一に鷲雄に作る)、清原清、富山彌兵衛、橋本會助、毛内監物

(有之助)、中西登、内海次郎、齋藤一(後山口次郎)、五稜廓にて戦死等と協議し、この年

(慶應二年)九月廿六日、伊東は篠原を伴ひ近藤土方等に面し、離隊の旨を通告し、これより山陵衛士となり、只管勤王の爲めに盡力すべしとのことを申述べたるに、近藤等は、其決意の難きを見て、強て止めなば、如何なる鬭争を生せむも計り難しとや見たりけむ、承諾の旨を答へければ、伊東等十五人は、各所持の武器を携へ、五條橋東なる長圓寺に引揚げたるが、この時伊東は其同志なる茨木司、中村五郎、佐野七五三之助、富川十郎等を間牒として新選組に残し置けるに、翌三年五月いつれも、新選組の爲めに掩殺せられたり。

1 新選隊始末記

一五復讐——新選組南不動村に轉營す——伊東甲子太郎坂本中岡に忠告す

扱、また西本願寺に於ては、兩御堂の側に新選組の本陣を据えられしより、其隊のもの時々割腹死罪等を執行し、或は町人を縛し來て、日として苛酷の所置をせざるなく、恰も極樂に地獄を合併せるが如くなるを歎き居たる折柄、市中巡邏の際、肥後藩某の不禮せしとかを以て、本陣に拘引せしを、肥後藩の壯士は大に憤激し、大砲二門を引出し、本願寺の表門に備へ、大宮裏には、劍鎗隊を埋伏せしめ、醒ヶ井口よりは小銃隊を以て、今や新選組を塵殺せむと犇きしを、同藩の留守居周旋方奥村軍記、木村辰馬、大里八左衛門等騎馬にて乗附、藩士をなだめ、近藤土方等に面會し、以前の藩士を受取歸り、漸くの事にて落着せしけるが、この事ありしより、本願寺に於ては、恐怖一層愈増して、遂にこれを他處に移すの策を決し、新選組の山崎蒸、吉村貫一郎等に厚く賂ひて、頻りに其不要害を説きたるに、新選組にてもこれを承諾し、地坪建屋等の注文をなしけるにより、堀川通の東本津屋橋の南不動堂村の内一町四方の地所を本願寺に於て買ひ求め、望むが儘に、屋敷を新築せり。表門、高塚、玄關門、

長屋使者の間より、長廊下を設け、近藤土方の居間、諸士の部屋々々等、美麗を極め成就しければ、この年(慶應三年)秋の末、本願寺よりこゝに引移りければ、門主を始め一山の徒、厄病神を立退かせたるが如き心地して、漸く愁眉を開けり。これより先き伊東等は、泉湧寺の塔頭湛然長老によりて、孝明天皇の御陵の衛士とならむことを、朝廷に願ひ出でけるに、三月十日に至り、傳奏より願の通り衛士を命せられければ、いづれも本懐を達せるを喜び、翌元治元年六月には、東山高臺寺塔頭月眞院に引移り、伊東は名をも攝津と改め、戸田大和守(忠怒)の下に、山陵衛士の頭となり、一黨と共に泉山御陵をも兼勤せり。其間には各、勢州中國筋等を歴説し、伊東は新井忠雄を伴ひて太宰府に至り、水野正名(溪雲齋)によりて策を三條實美等に献じ、或時は『日本國中皆兵に編成せざれば、外國と衝争する能はざる旨』の建白書を國事御用掛柳原大納言光愛に呈し、また藤堂平助は、美濃の博徒、水野彌太郎と結びて、農兵數百人を相圖次第にて、京都に繰出すの約を定め、且つ京都の郊外に養豚牧畜のこと

を計畫し、また薩藩大久保市藏(利通)等と機密を談する等、尊攘の爲めに只管盡瘁する所ありしが、坂本龍馬、中岡慎太郎の身邊は、常に新選組の指目する所たるを見て、一日伊東は、龍馬を醬油屋に訪ひたるに、折柄、中岡慎太郎も來り合はせければ、近頃聞く所によれば、新選組見廻組の輩共は御身等の跡を附覘ふとの事なり、充分御用心ありて然るべし、特に坂本氏には、斯る町屋に寄寓せらるゝこと、危険至極といふべし、速に藩邸に移りて、國家の爲めに自重せられよ」といひけるに、慎太郎は「御好意忝なし」と感謝の意を表せしかど、坂本は例の無頓着の性質とて、格別意に介する状も見えざりければ、伊東は月眞院に歸へりて、後、篠原泰之進、服部三郎兵衛に向ひ、今日忠告の事を談じ、「中岡氏には、實にもと心付たる様子なれども、坂本氏には我々の舊新選組に關係ありしを以て、兎角に嫌疑を挾むと覺えたり、龍馬子の採用せざるこそ残念なれ」と云ひけるが、間もなくして、十五日の變あり、兩雄共に兇刃に殞るゝこととなりぬ。惜しむ人に惜しまるゝ人、昨日は人の身の上、今日は我

身の上、いづれは消ゆる道芝の露の命の定めなく、伊東も亦た十八日の夜、新選組の爲めに誘はれて、頓血を路上に塗るに至れり。伊東は、兩雄の變事を聞きて、早速近江屋に馳せ付け、吊意を述べけるが、かの刺客の殘し置きける蠟色の鞘を示すに、「これこそ、新選組のものゝ差し居りしものなれ」といひしかば、かの遺留せる下駄と共に、海陸兩隊士の嫌疑は、一層新選組の上にかゝれり。

1 新選隊始末記 2 新選隊始末記、近藤勇、田中光顯談話

一六復讐 伊東甲子太郎誘殺せらる 餘黨白

川邸に投ず

伊東の部下なる齋藤一といへるは、其實新選組の間牒なりき。伊東等の動作は、悉くこの間牒によりて、細大となく近藤に報せられければ、近藤等は、今更の如く、伊東の反覆を憤りけるが中にも、土方歳三は、「月眞院の後山より

大砲を打下し、門前南北の街路には小銃を備へ、不意に彼等を夜襲すべし』と建築しけるを、近藤は『そは餘りに大層なり、謀計を以て慶殺すべし』とて、十一月十八日(小野淳輔書翰に十七日とあるは十八日の誤なるべし、從て、十一月十八日(同書翰には爾後の事を記すに一日つゝの差違あり)の午後醒ヶ井木津屋橋下ル近藤の妾宅(嶋原木津屋の深雪太夫、佛光寺下屋敷もと大坂新の許町吉田屋の娼妓なりしと、妹お孝大坂曾根崎に居る)の許より書狀を以て、伊東に云ひ越せし趣は、『國事に付、御談合申度義あれば、御入來被下度』とのことなり、伊東は洒落の人なれば、左程の戒心を挾まず、承知の趣を答へて使を返へしけるに、篠原、服部等は一兩日以前、齋藤一が、軍用金を持ちて逃亡したることあるより、一層疑心を懷き、『奸智に長けたる近藤なれば、如何なる計略あらむも量り難し、出向はるゝことは宜しかるまじ』と諫めけれども、伊東は、『何程の事かあらむ』とて出懸けたり。扱近藤の妾宅に到れば、兼て待ち設けたることなれば、特更に山海の珍味を調へ、打ち解けたる狀にて酒宴を催し、土方歳三、原田左之助、吉村貫一郎等も出會ひて、酌む程に、酬ふる程に、伊東は泥の如く酩酊しければ、『國事の相談は、明夜にす

べし』とて、蹠踉として、亥之刻過(午後十時過)近藤の妾宅を立ち出でけるが、木津屋橋通りを東へ入りしに、南側は、火災後にて、疎なる板塀ありけるを、待設けたる近藤の部下大石鍛次郎は、板塀の透間より大身の鎗を以て伊東の肩先より咽を貫けり。もと伊東の馬丁にて勝藏といへるもの、日比恰悞に立働くより、伊東も目をかけて、侍分に取立てありしが、何時しか近藤等に籠絡せられたりけむ。後より物をも言はず伊東の肩先を大袈裟に斬り付けたり、伊東は、志津兼氏の佩刀を抜打に、勝藏に手を負はせたる儘、油小路へ出北へ登りしに、上手よりも、五六名の刺客抜刀にて馳せ來るを見て、伊東は、所詮逃るゝ處なしとや思ひけむ。東側なる法華寺の門前に石碑ありしに、其臺石に腰打ちかけ、『奸賊奴等が』と大喝一聲して、其儘其處に打ち斃れぬ。一人の刺客は、寄り來りて、其左足を切るに、少しも動かざりければ、其死骸を、同通なる七條の四ツ辻の中央に迄引きすり來りて、其處に擱き、近藤の指揮にて、新に入隊したるもの、兩三名を町内のものに仕立て、月眞院へ差向け云はせけるは

『唯今、御衛士隊長には、土州人と口論の上、及傷となり、向ふは、五六名にて衆寡敵せず、隊長には菊桐の提灯を持ちながら横死を遂げられたり速に死體を御引取あるべし、拙者等は町内年寄五人組のものなり』と言ひ捨て、立去れり。居合せたる伊東の實弟鈴木三樹三郎を始め、服部三郎兵衛武雄、篠原泰之進、加納鵬雄、藤堂平助、富山彌兵衛、毛内監物等大に驚き、岡本武兵衛といへるものを宰領となし、人足二人に駕籠を吊らせ、現場に駆けつけるに、油小路七條に來りし頃は、夜の八ツ時過なりき、道の中央に伊東の切り斃されあるを見て、一同は、歎き悲めども及ばず、死骸を駕籠に入れ、人足を促しけるに片足を外に出したるを、藤堂は、これを駕籠の中に入れむとする際、加納は一聲高く『賊だ！賊だ！』と叫びぬ。この時、三ツ角の町屋より伏勢四十餘人ほど、拔劍にて斬て蒐るに、藤堂一番に抜合はして切り結ぶ、高臺寺組は素肌なり、敵は多勢にて、皆鎖帷子を着せり、服部毛内の兩人は、北の方の門柱を後楯として相支へ、篠原、富山は、東の手と血戦し、鈴木加納は西の敵と切合ひた

り。駕籠は二三間北進しけるも、かくと見て、武兵衛はこれを打ち捨て、人足と共に遁走せり。藤堂は、敵を四方に引受け、數ヶ所の重傷にて斃れ、尋で毛内は、北の溝際へ切り伏せられ、富山、篠原は輕傷を被むり、東へ走り、鈴木加納も今は多勢に敵し難くて、西の方へ逃げ去りけるが、中にも、服部三郎兵衛は、剛力の大兵にて、ひとり肌鎖帷子を着し居たりければ、少しも多勢に屈せず、腰に挑燈を差したるまゝ、三尺五寸の長劍を打揮ひ、向ふ敵三人を切り伏せ、二人に手を負はせ、飛鳥の如く働くに、敵は一人と見るより、取り卷かむとすれども、東側なる人家を後楯となし、また門扉を以て一方となし、二方に敵を受けて惡戦せり。されば、これが爲めに疵を被むるもの多く、敵は槍を以て亂刺し遂にこれを仕留めぬ。翌朝これを見るに、手の指其處此處に飛散し、小櫃にとりたる人家の壁には、髮の毛の付たる肉を始め、血痕淋漓として數十ヶ所に散亂し、激戦の状思ひ遣られて、見るも悽き程なりしとぞ。此時新選組にても即死三人、手負は特に夥しかりしが、伊東を始め四人の死骸をば、三日（林）

親日記には五)迄も道傍に捨て置き、もし取收めに來るものあらば、猶も討ち果さむと伏勢を設けありしが、誰一人とて來らざりければ、三日目の夜、佛光寺通大宮西へ入淨土寺へ埋めたりしを、明治元年三月下旬に至り、縁故の人々相集まりて、泉涌寺内戒光寺へ改葬し、石碑をも取建てぬ。

伊東の黨なる、阿部十郎、内海次郎の二人は其夜伏見に在りて、此變を知らず翌十九日の早朝月眞院に歸へりて大に驚き、川原町の土佐藩邸に至り保護を求めけるに、邸吏拒みて肯はざりければ、轉じて白川なる陸援隊に來り投じ、田中顯助(後伯爵 光顯)に面會し、潜服の事を依頼せるに、白川邸は、野原にて甚だ要害に乏しければ、田中は、其夜兩人を二本松なる藩邸に同道し、これを中村半次郎(後桐野 利秋)に托せり。また其夜辛うして鬪争の場を切り抜けたる、篠原泰之進は烏丸今出川下ル大隅阿波介方へ駈込みけるも、後難を恐れて取り合はざりければ、今出川御門外なる、桂宮の諸太夫尾崎兵部權大輔方に隠れ、翌十九日の七ツ時(午後四時)相國寺の薩邸に至り、留守居隈本敬一郎、内田仲之助

の二人に面會し、『庇護せられたし』と求めけるに、折柄遠武橋次來り會ひて、これを引受け、堀川なる太閤屋敷に伴ひ歸へりぬ。中村は既に其消息を知れるものから、今阿部、内海の兩人の來り投するに及び、これを太閤屋敷に送りて、篠原等と同居せしめけるが、廿日には篠原の妻萩野、新井の妻小靜、伊東の妾等もまた遠武橋次に送られて遁れ去りしかば、太閤屋敷も用心よろしからずとて、更にこれを伏見下板橋なる薩邸に移しぬ。

「附記」十二月十七日に篠原、加納、富山、阿部、佐原(八郎、篠崎新八 郎改名水戸人)、内海等、復讐の爲めに、近藤を伏見藤の森に要撃したることあるも、本文に直接關係なきを以てこれを略す。

伊東の一黨中、藤井勇七郎(始橋本會助 郡山脱藩)は、後に水野八郎と稱し、陸援隊の人々と共に鷺尾隆聚を奉じて高野に赴き、後軍曹に擧げらる。佐原は、久留米遊撃隊の長たりしが、明治元年七月五日五條の南下寺町にて、同隊次長井口重次郎の爲めに刺され、歸宅して死す。竹川直衛(清原 改名)は、薩藩に

加はり、同年四月三日白川城攻の時戦死す。富山彌兵衛は、同年四月二日越後出雲崎に於て斥候に出で、水戸の市川の徒と戦ひて死せり。

1 新選隊始末記、谷千城遺稿、近藤勇、小野淳輔書翰
2 小野淳輔書翰、秦林親日記
3 新選隊始末記、小野淳輔書翰、秦林親日記、谷千城遺稿

一七復讐 阿部内海等の證言 三浦休太郎陰謀

|| 俠商鳴尾屋與三郎

¹坂本、中岡の刺客につきては、始めは五里霧中に在りしも、幸に一足の下駄と、刀の鞘とを残りありて、下駄は瓢亭の主人より『前夜新選組のものに貸與したり』との證言を得、刀鞘は伊東甲子太郎が『新選組のもの、所持品なり』といふものから、刺客の搜索につきて、一道の光明に接したる心地しけるが、かの篠原泰之進、富山彌兵衛の兩人は薩邸に入るに及びて、中村半次郎に面會して、『坂本中岡兩先生の刺客は、新選組のものなり』と告げゝる

より、半次郎は、かくと陸援隊に内通しければ、隊中のものは、薩邸に至り『はや推し寄せて新選組を討ち潰せ』と猛り立つもありしかど、猶事もし、會津侯の内命に出でたりとせば、其證蹟をも得むものと、一同無念を抑さへて白川邸に引き取れり。隊中より二名(名前不詳)のものを薩邸に出し、かの篠原等に面會し確證を得むとしけるに、折柄長州藩士某々等(これ名不詳)來り會ひて『今日の所は、兎も角も我々に任せられたし』といふにぞ、さらばと、心ならずも、また白川に立ち歸りしが、其夕内海次郎、阿部十郎の兩人を、白川より薩邸に送るに及び『彼等は久しく新選組のもの、起居を同うしけるものなれば、もし彼夜の刺客が、果して同組のものならむには、賊の殘留しける刀鞘につきて、必ず見覚えあるべし』と、廿四日頃、谷守部(後千城)は、毛利恭助と共に、中村半次郎を伴ひ、伏見の薩邸に至り、かの刀鞘を篠原、阿部、内海等に示すに、彼等評議の末『慥かに新選隊原田左馬之助』の鞘に相違なきことを申出しぬ。猶も探偵せしめけるに、紀藩の三浦久太郎(後安)は海援隊の汽船伊呂波

丸と紀藩の船明光丸との衝突沈没一件よりして葛藤となり、終に紀藩より償金を出すこととなりしを遺恨に思ひ新選組のものに命じ坂本中岡の兩人を暗殺せしめけるなりといふもの事なりしかば、此方に於ても、最初より充分に新選組を疑ひ居たることゝて、『扱は敵は愈々新選組に極まれり兩隊長の爲めに復讐せざるべからず』と兩隊の壯士は腕を扼して窃に其機を窺へり。

其頃紀州の材木屋にて、加納宗七といへるものありき。家も素と富めるを以て、勤王家を庇護せること尠からず、陸奥源二郎(初陽之助後伯爵宗光)の兄、伊達五郎等とは、尤も同志の間柄なりけるが、この年十一月末日京都に出で來り、陸奥に面會していへる様は、『近頃由々しき大事を聞き出せり、そは本藩の三浦久太郎(後安)は、大垣の井田五藏と會桑二藩に通謀して、本藩の兵と大垣の兵とを入京させ、火を薩邸に放ち、勤王家を一掃して、再び幕勢を回復せむとするの策あり、既に本藩の兵五百名は入京せり、追て二千人を出すの計畫なり

されば、この謀を伐つには、三浦を襲殺する外なかるべし』と、陸奥は素より、龍馬とは、師弟の關係ありて、早くより、恩顧を被むること淺からざりければ、さらでも、憎きは三浦なり、公私の仇讎必ず報せざるべからずと、この事を兩隊の同志のものに謀れり。さきに以呂波丸償金の一件につき、長崎に赴きたる中嶋作太郎(後男爵信行)は紀州との談判を了へ、石田英吉(後男爵)が船長たる海援隊の横笛船に便乗し、十一月十二日に齋原治一郎(後大卓江)と共に、長崎を發し龍馬に復命の爲め上京の途につきたるが、十五日(坂本中岡の暗殺せられた日)に馬關に上陸し、阿彌陀寺畔なる伊藤九三(助太夫)方に坂本の妻女お鞆(お良)を訪ひ、二十一日に神戸に到着して、始めて坂本中岡遭難のことを知り、急ぎ上京して、三條車道なる酢屋(土佐藩下陣)といふに投宿せり。陸奥は中嶋を訪ひて、まづ三浦陰謀のことより復讐の事を相談しければ、中嶋は恰も觸頭の如くになりて、白川邸十津川邸を始め、所々に潜服せる同志に通知し、同志は中嶋の宿所及び大谷の入口、左側の角なる月廼屋といへる貸席に數回協議し、陸奥源二郎、加納宗

七、岩村精一郎(後男爵)、關雄之助(澤村惣之丞)、齋原治一郎、竹中與三郎の六人を以てまづ實行員と定めけるが、この竹中といへるは、神戸の鳴尾屋與三郎といへる茶商にて、天性俠氣に富み、勝安房守の海軍操練所の神戸に在りける頃より、龍馬とも懇意となり、陸奥等は、間接直接に其庇護を被むること淺からざりしが、奮てこの一舉に加はらむことを申込めるなり。この時加納宗七は、國許より、百兩餘の金子を持參しければ、各現場より脱走の準備にとて、四兩づゝを陸奥の手より、銘々に分配せり。

1 小野淳輔書翰 2 谷干城遺稿 3 大江卓談話 4 三吉愼三手記、海援隊始末 5 大江卓談話、中嶋信行書翰

一八復讐 美妓小玉 三字の印ある三味線箱
南無三人違！大江等三浦の宿所を訪ふ

かくて、三浦の出入を偵察しけるうち、三浦が屢々下河原の下なる一力(此

の鳥居の前を下に下りたる所に今に赤壁の家(此)に通ふことを突き留めたり。其頃、祇園の妓にて、小玉といへるは、十八九歳にて有名の美人なりしが、三浦は、この女の姿色を愛し、足繁く通ふとのことなるも、京都の料理店は、一現のものを客とせざる例なれば、天竺浪人なる同志は、懷中に四兩の金は呻り居れども、一人として一力の客となるべき資格あるものなければ、三浦の歸途を要撃せむものと、まづ小玉の往來を注意しけるに、其箱丁の携へたる淺黄木綿の三味線函の風呂敷には、三浦の苗字にあやかりたるものにや、三の字の染出しあり、これを屈竟の目標なれとて、なほも附狙ううち、六日の夜、目標ある三味線函は、一力に入れり。扱は愈々三浦が來り會ひたるに相違なしとて、一同は、月廻屋を立ち出で一力の門外に待ち伏せたり。
夜を畫なる紅樓の灯、しはぐ瞬きて、更け行くまゝに、鍋焼温鈍の聲さへし、ばしは途切れつ、犬の遠吠のみ、寒氣と共に腸に浸み入る東雲頃、一挺の垂駕籠は、一力の門を出でぬ『須破こそ三浦逃すな』と、一同は囁き合ひて、この

駕籠の後を跡けぬ。駕籠は四條通より畷に出で、三條の大橋より川端を北に三浦の宿所とは反対の方向に進み行く、扱は我々の追跡したるを知れるより、他に避くるにやあらむと、なほも慕ひ行くうち、二條間近く覺ゆる頃、駕籠は、川碛に降り立ちぬ。足端はよし、人通りはなし、此處にて仕留めずば、また場所はあらじと思ひければ、『御待ちなされ』と聲をかくるに、駕籠舁は、息杖を入れながら、びたりと其處に止まりぬ。駕籠の中よりは、『どなたで御座るか』といふ聲聞えたり、やがて進みよりて垂を揚ぐると、南無三違つたり、……客は年の頃、三十四五歳より七八とは見え、昨日剃りしか青黛の痕匂やかに、色飽く迄白き美男にて、黄八丈の衣を着て、鯨東の大小を佩び、宿醉を碛の朝風に醒まさんとにや、羽織は態と着ず、滾れかゝる鬚の毛を、手にて抑さへながら、『何方で御座るか』とまた問ひぬ。此方は猶も白々しく、『失禮ながら、紀藩の三浦久太郎殿に、用あつて御慕ひ申せしものなるが、貴殿は三浦殿にては御座らぬか』と問へば、彼の侍は、『イヤ拙者は、梁川藩の留守居

某と申すもので御座る』と答へぬ。『こは失禮を仕りたり、さるにても、三浦殿とは御一座にてはなかりしか』と尋ねれば、『如何にも、三浦氏とは一座致せしなれど、三浦氏には昨夜の中に御歸りなされしなり』と答ふ、こは三浦と喋し合はせて、刺客を撒き去らむ爲めに、かく答へしものにや、眞偽は慥かならざれども、明に人違せしことなれば、一同は今更に返さん言葉もなく、只管に詫びて其處を立ち去りぬ。

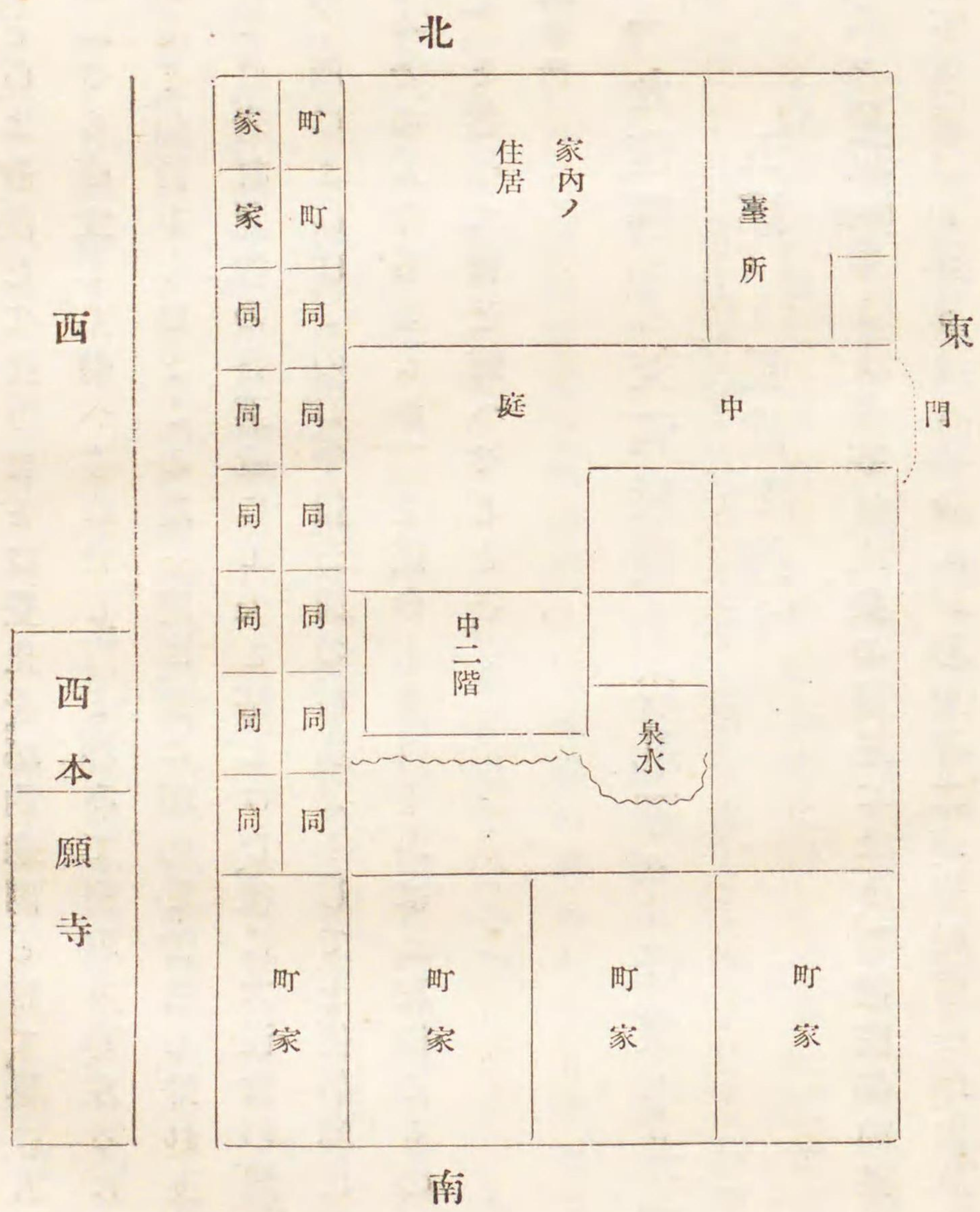
三浦要撃のことは、第一着に於て如斯失敗せしなれど、時後れては、愈々敵に戒心を與ふるなれば、これより直ちに推し込みて、目的を達すべしとて、岩村精一郎、齊原治一郎、關雄之助の三人は、油小路花屋町下ル、西側天満屋に三浦久太郎の旅宿を訪ひぬ。

『附記』從來三浦の旅館につきては、種々の異説あり、維新土佐勤王史には、油小路料理店河龜なりとなし、菊屋峯吉は、油小路七條上ル新選組屋敷となし、西村兼文の新選隊始末記には、油小路花屋町下ル、西側天満屋と

なし、小野淳輔書翰には、御馬屋通り油小路上ル處紀州下陣とあり、予は
 本件につきて、種々探索を試みたる結果、右始末記の所載及び、本件に關
 係者中唯一の生存者なる大江卓氏の談話、また友人川田瑞穂氏の好意
 によりて、送附せられたる京都市會議員高橋正博氏(七條宰相信元の雜小
 路七條上ル所ニ住セリ)の談話聞書等を參照して、天満屋説を採用するものなり。

刺客の一人なる、當時の齊原治一郎今の大江卓の追懷談によれば、三浦の
 旅館の門は東向にて、西は近く西本願寺を望み、周圍には板塀ありて、門内廣
 く左側に行けば、右手の二階に三浦が止宿し居れりと。今大江翁の記憶を巡
 りて、これを圖せしめよ。(次頁に掲ぐ)

かくて、一同は偽名の名刺を作り、取次に渡し、もし三浦の在宿ならんには、
 坂本中岡の刺客の所爲に倣ひて、直に其後より尾し、電光石火の裡に一撃し
 去らむものと、充分仕度を調べ、玄關に至り、『三浦先生御在宿ならば、御意得
 たし』とかの名刺を渡したるに、取次のものは直に『先生は御不在で御座



ります』といふ状、決して作り言とは覺えず、邸内森閑として、眞に人なき如くなれば、『さらば宜しく傳へられたし』と頼みて引取りぬ。左るにても、屋敷の要害など、如何あらむとこの時一同は、窃に邸内を物色し歸れりとなり。天満屋にては、岩村關等の言葉訛にて夫と察しけむ、後に大江翁の岡本健三郎より聞く所によれば、この日、午後三浦の宿所よりして、土佐藩邸に『貴藩邸に、簡様々々の人在らるゝか』と照會し來りしかば、『左様のものは、更にこれなし』と答へて使を歸へせしとぞ。

1 大江卓談話

一九復讐 || 天満屋階上の亂闘 || 怪傑中井庄

五郎 || 長蛇を逸す

¹この日、六ツ時^(午後六時)頃より刺客は、陸奥の注進により、西洞院御前通の角料理店河龜に集まりぬ。集まりし面々には、陸奥源二郎、岩村精一郎、山脇太郎、山

崎喜都馬、本川安太郎、松嶋和助、藤澤潤之助、竹野虎太、齊原治一郎、關雄之助、一木某^(豐永^一の變名)、加納宗七、竹中與三郎、宮地某、十津川浪士には、前岡力雄、中井庄五郎等なりき。讀者は、曩に三條撤札一件の記事に於て、中井庄五郎の名を記憶せらるべし。この男は、身の丈六尺に近く、筋骨倦く迄逞ましく、頭髮常に蓬々として、手といはず、足といはず、胸といはず、鬚毛毳々と生ひ繁りければ、人呼んで熊といひき。顔面紫黒を帯びたるは、微毒の爲めなりとぞ、さるに酒を飲み、肉を喰うて平然たれば、『かくては、終に癒ゆるの期なかるべし』と忠告したるものありしに、答へて『いや、酒肉を嗜めば微毒は重る、藥を飲めば癒ゆる、そこで拙者は酒肉もやれば、藥も飲む、差引すれば、善くも、悪くもならぬ譯なれば、夫にて結構なり』といへりとぞ。この年六月、長藩³の品川彌次郎の旨を受けて、奇兵隊の反覆者村岡伊助が、虚無僧となりて京都に潜服し居たりしを暗殺したることありしが、平生慎太郎とは、特に知己の間柄なりければ、奮てこの舉に加はりしなり。中嶋作太郎は、この日齊原と共に酢

屋を立ち出て、三條大橋の邊迄來りしも、別に思ふ所やありけむ。「僕はイヤになつたから止める」といひて立ち去りぬ。されど胸襟洒落萬事人の意表の外に出づる性質なれば、誰も此の人を腰拔なりと誹るものはなかりしはこの人の一徳なりき。

一同は、此處にて名残りの酒宴を催し、白手拭を分配して、味方の目標としぬ。或は其頃流行り初めたるピストルを用意せるもありき。五ツ半過午後頃此處を立ち出て、天満屋に赴きぬ。陸奥、本川、松嶋、竹野、竹中、中井、山崎等は正面に向ひ、岩村、藤澤、關、山脇、前岡、加納等は側面に向ひ、齊原、一木等は西本願寺の方面、即ち裏手の方に廻りぬ。こは、西本願寺は既に三浦の出兵せる紀州勢の本營となり居れるを以て、三浦の此の方面に逃去せんことを慮り、其退路を絶たむとするなり。まづ一番に、山崎喜都馬は、備前藩の偽名にて打通れば、引續て、中井庄五郎眞先かけて、「諸君御免」と八疊の間に躍り込み、「三浦氏は其許なりや」と問ひかけ、「然り」と答ふる間もなく、片脇突きて拔討

に三浦の頬を斜に切り付けたり、この時三浦は、朝の程、梁川藩留守居よりの注意もありたりけむ、また晝間、齊原、關等の訪問したることなれば、充分戒心ありて、紀藩よりの從士の外に、新選組の土方歳三、齋藤一、原田左之助、吉村貫一郎、岸嶋房太郎、相馬主計等殿カを延きて守衛となし、酒宴して坐に在りしかば、「須破」と叫ぶと共に、拔刀して、總立ちとなりたり。この時、陸奥、竹中、竹野、山崎等は、既に闖入したることなれば、忽ち混戦となりたるが、本川は後れて楷段を上り來れるを、原田の爲めに肩先深く切り付けられ、一説に手を切楷段より下に轉び落つ、敵は充分に用意したることゝて、大抵寸延びたる脇差を揮ひしに、味方は長刀を佩びたるが上に、僅に八疊の間に十數人のもの入り亂れて闘ふことなれば、進退頗る意の如くならざるも、中井は平生の勇氣を揮ひ、恰も道場に在るが如く、「ヨイシヨ／＼」「お面」「お小手」と懸聲して斬り込み、敵二三人を斬て落す、この時、中井の刀は鰐元より、一尺許の所よりボツキと折れければ、なほもそれを打ち揮ひ、敵と渡り合ひ、或はピストルを

打ちかくるもあり、奮戦亂闘の折柄蠟燭の火燭と消えたれば、全く如法暗夜の闇となり、何が敵やら味方やら分らず、たゞ『ヤア〜』と聲して滅多打に白刃を揮ふのみ。其時誰かは知らず『三浦を仕留めたぞ』と叫ぶものあり（一説に「かく叫びしは」）さらば、一同は室外に引き揚げしが、梯子段より、尾し來るものある様子なるに、陸奥は一刀を額に浴せかくれば、蹠踵として打ち倒れぬ。この時側面より向ひしものは、室外に逃れ出る敵と、泉水の邊にて斬合ひしが、やがて正面の隊と一緒になりぬ。かくて三浦の生死を充分に改めむとしたれども、西本願寺には、既に紀州の兵の到着あるありて、後詰せむことを慮り、思ひ〜に引揚げしが、三浦は窓口より飛び出し、一時泉水の中に潜み居りて間を窺ひ、西本願寺に遁れけるとなり。

- 1 坂本龍馬傳、大江卓談話、新選隊始末記、小野淳輔書翰 2 大江卓談話 3 田中光顯談話
4 小野淳輔書翰、大江卓談話、新選隊始末記 5 新選組始末記 6 坂崎蟻談話 7 新選隊始末記、大江卓談話 8 新選隊始末記、小野淳輔書翰 9 大江卓談話 10 明治豪傑譚 11 大江卓談話

二〇復讐 〓 牛棒となれる竹中與三郎 〓 俄仕立の駕籠屋

裏手に廻はりたる齊原一本等は、人家の路次より、天満屋近く忍び入りたるも、塀高くして入る能はず、折しも正面の隊は、はや打ち入りけむ『ガチャガチャ』『バチ〜』『トタン、ボタン』と物音して、人の叫び、物の音手にとる如く聞ゆるに、近隣の家にては、これに驚き、雨戸を締める様子なり、心は矢猛に焦てども、こゝを打ち破ること容易ならねば、終に斷念して正面の方に廻りぬ、はや、一同は引き揚げたるものと覺しく、森閑たる状なりしが、一人の男とヨロリと門内より出で來りぬと見れば、竹中與三郎なり『仕留たり』といへば、茫然として答なし、左の手に二尺ばかりの脇差を提げ、右の手を袂に入れ突立ち居たるに、齊原は其脊を叩きて『竹中どうしたか』と問へば『右の手の拇指をやられたが、相手は仕留めた』といふ『夫はイカヌ、手を

出して見せろ』といへば、右の手を袂より出すを見るに……今夜は空晴れて、月ことに明かなりき……指は愚か、手首を切斷せられたり、さるにても右の手にて切合ふうち、敵に切落されたりとせば、脇差も共に落つべき筈なるに、脇差は形の如く左の手に持ち居たり、こは怪しきこととして、後に竹中に問へば、『俺もチョットも分らぬ』と答へ、今に不思議の一となり居れりとぞ。なほ、竹中は股をしたゝか切られたる體なれば、兎も角も、連れ出さむものと、肩にかけ、半町ばかり來るうち、陸奥、岩村、松嶋等と邂逅せり、然るに、竹中は既に虚脱したりけむ蹣跚として歩めぬ體なれば、『ソナ弱い奴があるか』と擲り付くれば、少しく歩み、また立留れるを、なほも、『ソナことでどうする』とまた擲れば、また歩み出す、かゝる程に、竹中の袖膨らみ出せしかば、陸奥は刀を以て竹中の吳縞服の着衣の袖を突けば、血潮は水瓶の口をあけたる如く流れ出でぬ。漸く松原通迄來りし時、一軒の駕籠屋を見出せり、『駕籠を出せ』と命ずるに、一同の容體管ならざるを見て、主人は『駕籠はなし』とて應

せず、駕籠は、目前の軒端に吊しあるを以て、立寄りて取卸さむとしけるに、主人は遮りて『さうなされては困ります』とて、辭むを『さらば、これを取らずぞ』とて、齊原は胴巻に收めたりし、かの四兩を財布毎に抛げ出せば、當時の相場にて、四兩あらば、町駕籠の二挺程は、優に購へるを以て、主人は始めて納得し、『如何にも、承知致しました、併し駕籠はあげますが、駕籠舁は御免を蒙ります』といふに、是非なく、『さらば我々にて昇かむ』と、竹中をこれに載せ擔きあげしが、土持、荷持何事も經驗ある天下の浪人も、駕籠舁は始めての事にて、足並揃はざるより、一人前に歩めは後の一人は、膝を駕籠の底に打ち付け、後の一人歩み出せば、前の一人は駕籠にて腰を打ち、困難言はむ方なけれど、交るゝ擔ひて、木屋町は何番かの路次なる、春田元太郎(後に大坂府参事)といふ浪人の隠栖に擔ひ付けたり。

二一復讐 浪人春田元太郎 燒火箸の荒療治

¹この春田といふは、坪内求馬といへる人の次男にて、後藤象次郎の親戚なるが、仔細ありて浪人し、こゝに潜み自炊生活をなし居たりしが、折柄主人は何處へか行きけむ、家は鼠の住居となり果て、破れたる行燈と、土鍋、コンロの外は、殆んど一品もなかりし、漸く落付場所は見付けたるものゝ、竹中の血潮は、駕籠より漏りて、地上に斑點を残し來りしを以て、敵に追跡せらるゝの恐れあれば、齊原は、立ち出で、路上の血痕を草履にて踏み蹂り、三條の通に出で、外科用の針と、麻とを買ひ來れるが、其針は新針にて、研きも磨きもせざるものなりき、かくて、竹中の腕の療治に取かゝりしに、最早夜更けたれば、燒酎を購ふ便もなく、土鍋にて湯を沸かし、創口を洗ひ、舌にてこれを嘗め、清潔になせしが、腥酸の味、今に於て忘るゝ能はずと、今の大江翁は語りき、まづ右の股の創を四針ほど縫ひ、二人程して腕を抑さへ、一人は前に廻はりて二針三針

と縫ふうちに、血は混々と走り出てやまざれば、火箸を眞赤に焼いて、動脈と思ふ所にあつれば『ジュー』と音して、馬蹄を灼くが如き臭氣鼻を撲ちぬ。されど、これにて血汐止まりければ、皮を引合はして漸く、手術を終はりしが平臥さする時は、昏衰の極終に永久の眠に陥るの恐あるを以て、交るゝ後方より、これを抱きけるに、最早神毛消絶して、やゝもすれば、睡らむとするに、またも拳を固めて、これを擲り、『ソナナに弱くてどうするものぞ』と激ませしも、額よりは、粘き汗しとくとと滲み出で、氣息も淹々たるを見ては、最早斷末間なるかと思ひし。かゝる危篤の負傷者を、仄暗き行燈の影にて、看護するは、心細きものにて、更け行くまゝに、襟元より水を浴せらるゝが如く、夜寒を覺えて、逢魔時の淋しさ、いはむ方なければ、薄情とにはあらざれども、夫々用事をいひ出で、一人去り、二人去りて、終に齊原、一木、松嶋の三人のみとなりぬ。兎角する内、竹中は、糞を催したりといへど、勿論便器のあらむ様なければ、かの土鍋にてこれを取りしが、夜明けの七ツ時(午前四時頃)頃と覺しきに、縫口は

じて、またも血汐逆り出でければ、交るゝ、拇指にて、動脈の處を緊壓しつ
つ、誼はれたる一夜は明けて、八日となりぬ。さて朝飯を炊かむとて、臺所を探
がせしに、春田の殘し置きし米何程かありしかば、前の便器なる土鍋をよく
洗ひ、これにて炊き喰ひしが、流石によき心持はせざりきとぞ。夫より、河原町
の藩邸より、醫師山川有益を迎へて、竹中の療治をなさしめ、また駕籠に乗せ
て、竹中を白河なる陸援隊に連れ行きしは四ツ時(午前十時)なりしとぞ。

今朝、市民の噂を聞くに、天満屋の室内にての死傷者は明かならざれど
も、門前にて斃て居るものゝみにても、二人ほどありしと、或はいふ敵の即死
するもの十九人、手負は八人に及べりとぞ。また、楳上の騷動始まりし時、土方
歳三の僕は、不動堂寺村なる新選組の陣所に、かくと注進しければ、居合はし
けるものども、數十人、鎗太刀の鞘を外し、駆付けゝるに、堀川北小路の辻にて、
これも應援の爲め馳せ付ける紀州勢と出會ひ、双方敵と心得切結び、新選組
には、即死一人、手負三名を出し、紀州勢にも、手負即死尠からず、遂に敗走して

西本願寺へ引揚げゝるより、始めて同志討と氣付けるとなり。

味方⁵にては、本川安太郎顔を切られ、竹野虎太は手に負傷し、竹中與三郎は
右の手首を切落されしが、鬪死は中井庄五郎一人のみなりき。中井が折れた
る刀を以て、敵と渡合ひたる迄は、見たるものありしも、其後のことは誰も知
らず、或は引揚げの際、誤つて味方の爲めに、斬られたるにあらずやとの説あ
り。天満屋にては、四五日過後、井戸の中より、中井の首を發見せしが、此夜中
井の取落しありし刀の銘には、中井正五郎義高と彫付けありしとぞ。

1 大江卓談話 2 大江卓談話 3 小野淳輔書翰 4 新選隊始末記 5 大江卓談話 6 新
選隊始末記

二二二 刺客は果して誰ぞ 名聞狂者の言 今

井信郎の自白

以上¹の行懸りよりして、坂本中岡の刺客は、新選組の所爲なりとなすもの
多く、坊間流布の稗史等には概ね近藤勇士、土方歳三の二人を以て下手人なり

となせしが、明治三十三年五月に至り、雜誌近畿評論第十七號に、其頃遠州榛原郡初倉村に住居せし、今井信郎といへるもの、自から下手人と名乗りて、當時の實歴談を掲載し、其後大正四年八月五日、大坂朝日新聞には、京都の劍客渡邊一郎といへるもの、自ら坂本中岡の刺客なりと稱し、事の仔細を遺言したりとて、其遺言書なるものを發表せり。其他某甲、某乙坂本中岡の下手人と稱するもの、新聞雜誌に散見せるもの二三に止まらずと雖も、多くは名聞狂者とも見るべき病的發作者の言にして、一も信用すべきものあるなし。就中、右の今井信郎の説く所は、稍々憑據する所あるに似たれば、これを掲げて、予の判断を下さむに、即ち其説によれば、『自分(今井自)はもと、徳川麾下譜代の士にして、祖父の時代には、軍學の師範をも勤めしことあり、自分は、劍術を榊原健吉に學び、慶應三年十月上京して、幕府見廻組の佐々木只三郎に頼りて、其組頭となれり。これよりさき、紀州の光明丸と、土佐の夕顔船と内海に於て衝突し、其件につきて、紀州よりは、三浦久太郎、土佐よりは、坂本龍馬出で來

りて、談判を開きけるが、其結果、坂本の勝利に歸し、三浦を謝らし、紀州より償金を取りたり。坂本は、海援隊を率ゐて、中々のきれものなりき、かゝる奴を生し置きては、天下の爲めにならぬによりて、切害せむことを發意し、同志とも寄々協議したりけるが、十一月十五日の晩、今夜こそはと、桑名藩の渡邊吉太郎といへるものと、京都の與力桂隼之助、今一人は現時生存し、顯官にあるものにて、名前は云へねど、兎に角、四人にて出掛かけたり、當時自分は一番年長にて、廿六歳なりき、宵の程は、先斗町にて酒を飲み、十時頃、坂本の宿所なる河原町蛸薬師の油屋に至り、信州松代藩のものなるが、坂本さんに、火急に御目にかゝりたしと申入ると、取次のもの一旦取次ぎたる後、「こちらへ」と案内する儘、尾して二階に登れば、『松代ですか』『眞田の藩です』といふ聲聞えたり、二階は、八疊と六疊の二間にて、六疊の方には、書生三人居り、八疊の方には、坂本と中岡が、机を中に挟むで坐し居れり、勿論中岡には、初めての事なれば、どれが坂本なるか分らず——早速機轉を利かして、「ヤア坂本さん暫くとい

へば、入口に坐れる男どなたでしたねえといふソレと言ひ様、最初鬢を一つたゝいて置きて體をすくめる拍子に、横に左の腹を切る、この二太刀で、流石の坂本も「ウン」と云ふて仆れたり。自分は、最早、絳切れしことのみと思ひしが、後にて聞けば、翌日の朝迄生存し居れりと。また、中岡の方は、坂本を殲せしかば、手早く腦天を三ッ程叩きしが、この間は、眞に電光石火なりし、併し前に自分が、坂本の室に入る前に、自分の後に渡邊が續いて入り來りしが、腰の鞘を立て、上りし爲め、六疊に居りし書生が、怪しと見て聲を立てたる爲め、始めは四人共に、坂本の室に入る筈なりしも、手順狂ひ、渡邊と桂は、早速に抜て書生と斬り合ひ、自分と今一人は、其間に八疊の間にて坂本と中岡を斃せしなり、書生は、渡邊と桂に斬り立てられ、窓より屋根傳ひにて逃げ去れり。自分は、其夜、佐々木唯三郎の處にて泊まりしが、翌日、市中の噂を聞けば、中々の大騒にて、何れも新選組の仕業ならむ、多分は紀州の三浦休太郎が、新選組と合體して、企てしならむとのことなりし。剩さへ其夜、渡邊が六疊の室に、鞘を置て

歸へりしに、其鞘が紀州の士の差せる、高鞘に似たりしを以て、愈々三浦の仕業に違ひなしと云ふ事となりしが、暫くすると、果して土佐の若者三浦の家を襲へり、恰も其時に近藤勇が其處に居合せて、一所となり追ひ歸せしを以て、愈々坂本中岡を切りしは、三浦の仕業なりと思はしめき。云々』(取要)猶、今井は、渡邊、桂の兩人が、鳥羽の戦争に討死したることを語れり。

1 近畿評論、大阪朝日新聞

二三 刺客は果して誰ぞ——今井の自告に對する 谷子爵の駁論

この記事を讀みたる、故衆議院議長片岡健吉は、嘗て其聞く所と相違せる點少からざるを以て、當時、坂本中岡遭難の現場に立會へる、故子爵谷干城に、かの雑誌を寄せて、其實否を質問したり、谷子も一讀其事實に違ふものあるを憤慨し、明治三十九年、京都東山招魂社に於て、一場の演舌を試み、これを辯

駁したり。流石當時の實歴者として、論旨確然、大に信據すべきものあり、今其要領を摘記せむに、『第一に、今井は、刺客を四人といへども、自分(谷子自)が翌々十七日迄生存したる中岡より聞きし處にては、刺客は確かに、二人なりきといへり。渡邊桂の二人は死せりといひ、生存者の名前をいはぬも訝かし。死人に口なし、如何に虚言をなしたりとて、證明するものなきを如何にせむ。第二に、書生三人居合はせたりといふも、岡本健三郎の菊屋峯吉を拉し去りたる後は、残れるものとしては、坂本の僕藤吉のみなり、しかも、藤吉は斬殺せられたるにも關らず、今井は、書生は窓の方に、屋根傳ひにて逃げ去れりといへり。假りに逃げ去りしとせむか、この家には、普通京都の家にて見る如く、町側に面せる窓には、泥塗の大なる柱ありて、押すとも、突くとも、動くものにあらず、若しまた八疊の方の窓より逃げしとせむか、其處には、坂本中岡が、賊と鬭爭中にて、逃げらるゝものにあらず(前掲家屋圖面参照)。第三に、松代藩士云々といひて、面會を求めたりといふも、坂本中岡共に常に警戒を怠らず、十津川の者と名乗れ

ばこそ、平生懇意なるものもあれば、前田力雄中井庄五郎共に十津川人なり。僕藤吉も、取次ぎしなれ。松代藩士など云むには、藤吉も取次ぐものにはあらず、第四に斬懸けたる所作、如何にも芝居の仇打染みて、事實とは思へず、坂本中岡の兩人机を挟みて坐せりといふも、現場に机あるを見ざりき。且つや兩人共に、武邊の場數者、特に坂本は劍術の秀逸なれば、顔を見合して、話をしつづつメ、斬らるゝ如き痴鈍漢にあらず。第五に彼が斬り付けし兩人の創所は、實地予の目撃せし所とは、大なる相違あり云々』と、予は、なほ今井の語中に、紀州の光明丸と、土佐の夕顔船と衝突云々のことあるも、衝突せし船は、紀船明光丸と、海援隊の大洲藩より借り入れたるイロハ丸にて、且つ三浦坂本共に直接其衝に當れるにあらずして、紀藩よりは岩橋徹輔、海援隊よりは中嶋作太郎(後男爵 信行)、長崎に出張して、折衝せるなり。また坂本の宿所を蝟藥師の油屋とせるも、醬油屋近江屋新助方なることをも、附記せむとす。然るにこの今井の自白による時は、兩人暗殺の原因は、彼等兩人は、天下の爲め生存

せしむへからずといふにありて、全く自發的の計畫に出でし如くなるも、後に今井が明治四十二年十二月十七日附を以て、大阪新報記者和田天華子に答へたる所にては

一 暗殺に非ず、幕府の命令に依り、職務を以て捕縛に向、格闘したるなり。

二 新選組と關係なし、予は、當時京都見廻り組、與力頭なりし。

三 彼れ曾て伏見に於て、同心三名を銃撃し、逸走したる問罪の爲めなり。

四 場所は、京都蛸薬師角、近江屋といふ醬油店の二階なり。

と訂正し、公命に出でたる如く告白せり、而して一言も前には捕縛の目的を以て向ひしことを言はざるも甚だ疑はし。

1 谷千城遺稿 2 坂本龍馬

二四 刺客は果して誰ぞ——有力なる資料——刑

部省の口書

谷子爵は、前記の理由によりて今井を以て一種の賣名の徒なりとなし、彼が眞正刺客たることを否定せられたり。されど、彼が自白の内に、曖昧にして甚だ徹底せざる所あり、多少の誤謬ありたりとはいへ、紀州と海援隊との葛藤を云々し、近江屋室内の構造のことに及び、坂本中岡對話の位置を語り、刺客の一人が刀鞘を忘れ去りしを説けるが如き、全く無關係の人の構造し得らるべきにあらず。されば、予は、彼が實際の下手人にあらざる迄も——よし何人よりか聞き込みたり、とするも——其人は、必ずこの事件に何等かの關係なからざるべからずとの疑問を懷抱せるうち、端なくこれを解決すべき有力なる資料を得たり。それは實に明治三年二月より九月に渡れる兵部省及び刑部省の口書判決文の抜萃なりき。即ちこれに據る時は、戊辰の戦役後、新政府に於ては、特に坂本中岡刺客の發見に焦心し、野州流山に於て、近藤勇を捕縛の際も、糾問を試みたるも要領を得ず、其後、舊新選組は函館に於て幕兵と共に降伏せしかば、刺客は必ず其内にあるべしとて、横倉甚五郎、相馬主殿

(初)等を鞠訊したるも、是亦た其刺客にあらざること判明せり。然るに、舊新選組の一人大石鐵次郎といへるものを、薩兵の手に捕へしかば、隊長加納伊豆太郎なるものにこれを責問したるに、彼は近藤等と共に、坂本中岡を暗殺したる旨自白せしも、後にこれを取り消し、『兼々勇(近藤)の咄に、坂本龍馬討取候ものは、見廻り組今井信郎、高橋某等少人數に、剛勇之龍馬刺留候儀ハ、感賞可致杯、折々酒席に、而組頭のもの等へ、嘶候を協聞いたし居候』(口書(取要))の事を申出でしに、偶々今井信郎も函館降伏人の中にありしかば、即ちこれを刑部省の手に移し、中解部小嶋充均、小判事宮崎有終等の掛りにて、これを鞠訊したるに、其自白せる所は左の如し。

刑部省口書

箱館降伏人

元京都見廻組

今井信郎午三拾才

(前略)翌卯年五月呼返之上同月廿二日京都見廻り組被申付七十俵六人扶持

宛行ヲ請旅費渡シ方等及遲延候ニ付同年十月始比上京其比在京見廻り役岩田織部は就御用向歸府後役小笠原彌八郎上京私儀周旋方相勤居候ニ付專ラ諸藩士等ニ交接無暇同僚ノ者ハ姓名も一々不存程ニ有之處十月中比與頭佐々木唯三郎旅宿へ呼寄候ニ付私並見廻組渡邊吉太郎高橋安次郎桂隼之助土肥仲藏櫻井大三郎六人罷越候處唯三郎申聞候ニハ土州藩坂本龍馬儀不審ノ筋有之先年於伏見捕縛ノ節短筒ヲ放シ捕手ノ内伏見奉行組同心二人打倒シ其機ニ乗シ逃去候處當節河原町三條下ル町土州邸向町家ニ旅宿罷在候ニ付此度ハ不取逃様捕縛可致萬一手ニ餘リ候得は討取候様御差圖有之ニ付一同召連出張可致尤龍馬儀旅宿二階ニ罷在同宿ノ者も有之候由ニ付渡邊吉太郎高橋安次郎桂隼之助ハ二階へ踏込私並土肥仲藏櫻井大三郎ハ臺所邊に見張居助力いたし候者有之候ハ、差圖ニ應し可相防旨ニテ手筈相定メ同日晝八ツ時比一同龍馬旅宿へ立越候節桂隼之助儀ハ唯三郎ヨリ申付ヲ請一ト足先へ立越偽言ヲ以在宅有無相探リ候處留守中之

趣ニ付一同東山邊逍遙し同夜五ツ時比再ヒ罷越佐々木唯三郎先へ立入松代藩ト歎認有之偽名之手札差出先生ニ面會相願度旨申入候處執次ノ者二階に上リ候跡を引續兼テノ手筈ノ通り渡邊吉太郎高橋安次郎桂隼之助付入佐々木唯三郎ハ二階上リ口罷在私並土肥仲藏櫻井大三郎ハ其邊ニ見張居候處奥之間ニ罷在候家内之者騒立候ニ付取鎖メ右二階上リ口へ立歸候處吉太郎安次郎隼之助下リ來リ龍馬其外兩人計合宿之者有之手ニ餘リ候ニ付龍馬ハ討留メ外貳人之者切付疵爲負候得共生死ハ不見留旨申聞候ニ付左候得は致方無之ニ付引取候様唯三郎差圖ニ付立出銘々旅宿へ引取其後之始末ハ一切不存勿論龍馬儀舊幕ニ而如何様之不審有之者ニ哉前件之通り新役之儀ニ付更ニ不承且舊幕ニ而ハ閣老等重職之命令ヲ御差圖ト相唱候ニ付其邊々之差圖歟又ハ見廻リ組ハ京都守護職附屬ニ付松平肥後々之差圖ニ哉是亦承知不仕其後旅宿引拂二條城へ引移(下略)

午 月 日

二五刺客は果して誰ぞ 首領佐々木只三郎

下手人渡邊吉太郎、高橋安次郎、桂隼之助

是にて萬事は解決せり、即ちこれに據る時は、近江屋に向ひしは、見廻組のものにて、佐々木只三郎、渡邊吉太郎、高橋安次郎、桂隼之助、土肥仲藏、櫻井大三郎、今井信郎の七人にて、更に同日八ツ時(午後二時)頃、一回訪問したるの新事實を得たり。さて其時龍馬不在(?)なりければ、東山邊にて目を暮し、佐々木まづ偽名の名刺を渡し、取次のもの、後に尾して、渡邊高橋、桂の三人二階に上り、佐木は階段の上り口を警戒し、土肥、櫻井、今井の三人は其邊に在りしも、家内の者騒立つるにより、取り鎮め置、再び階段の上り口に來りし時、高橋、渡邊、桂等の既に楷を下り降り來るに會せるなり、電光石火の間の事なりしこと、想像に餘あり、この三人の内、誰が僕藤吉を斬り仆し、誰々が坂本中岡に向ひしかは、今判斷に苦しむも、兎も角も、一人は藤吉に當り、二人は龍馬と慎太郎に

迫りしは、想像に難からざるなり。

されば、今井は楮上の實戦者にあらざれば、勿論實際の模様を知るべき様もなく、高橋等三人のものと雖も、『龍馬其外兩人計、合宿之者有之、手に餘り候に付き、龍馬は討留め外貳人之者切付疵爲負候得共、生死ハ不見』といへるに徴しても、狼狽の狀想ふべし、特に名刺の一段に『松代藩と歎認有之』といへる歎の一字、大に味ふべきことなり、この口書を手にして、予が前に記せる坂本中岡遭難の記事を讀む時は、所謂疑問も鑿々刀を迎へて解くるの感あるべし、この口書は、官府の記録にて、外間に流布すべきものにあらず、否風々雨々、三十の春秋を閲し、彼はこの口書の存在さへも、忘れしなるべし、ここに至てか、彼は自己の書籍に於て見、若しくは他人より聞く所と、自己の實歴とを混淆して、一場のローマンスを捏造し、自己を鼓大に吹聴せむと試みしより、かくも、拵鑿相容れざる談話を産み出せるなり、若し谷子にして、早くこの口書を入手せられしならんには、恐らく辯駁を費す迄もなく、點頭せら

れしなるべし、同年九月二十日に至り、刑部大輔佐々木高行より信郎への申渡書左の如し。

申渡

庚午九月二十日

静岡藩

宮崎少判事達

元京師見廻組

小嶋中解部
阿部少判事 扱

今井 信郎

其方儀、京都見廻組在勤中、與頭佐々木唯三郎差圖ヲ受、同組のものと共に、高知藩坂本龍馬捕縛ニ罷越討果候節、手ヲ下サスト雖モ、右事件ニ關係致し、加之其後及脱走、屢々官軍ニ抗擊遂降伏いたし候とは、乍申、右始末不届ニ付、屹度可處嚴科處、先般被仰出之御趣意ニ基キ、寛典ヲ以禁錮申付ル。但、静岡藩ハ引渡遣ス。

右申渡趣受書申付ル。

静岡藩士族

高倉清太郎

右之通申渡信郎引渡候間得其意。

九月廿日

さるにても、佐々木は何人の命令によりてこの事を決行したるや、勝海舟日記明治二年四月十五日の條にいふ

松平勘太郎ニ聞ク、今井信郎糺問ニ付、去ル卯之暮、於京師、坂本龍馬暗殺ハ、佐々木唯三郎首トシテ信郎杯ノ輩亂入ト云、尤佐々木モ上ヨリ指圖有之ニ付舉事或ハ榎本對馬ノ令歟、不可知ト云々。

と、勝はいふ迄もなく、龍馬とは師弟の關係あり、その刺客につきて、深甚の注意を拂ひ居たりしや論なし、松平勘太郎は、大隅守信敏河又兵庫頭にして、慶應三年正月、大坂町奉行より大目付に轉じ、同年十二月また大坂町奉行となりしが、坂本中岡遭難の際ば、大目付在職中なりき、榎本對馬守道衛始亭は、慶應二年八月二十一日、一橋家附用人より、目付に轉せしものにして、信敏の下僚

たり。以て這般の機微を伺ふべし。されど、其原因が果して今井のいへる如く、伏見に於て同心を襲撃したる問罪の爲なりしか、または坂本が後藤を援けて、大政返上の事に斡旋せしを啣めるに依りしか、はた明光丸、イロハ丸衝突一件よりして、三浦久太郎といくばくの關係ありしやは、于今不明なり。予の知れる味岡成泰氏は、手代木直右衛門勝任の姻戚なるが、嘗て手代木翁より、佐々木の最期の狀などを聞きて、予に語りしことありき。佐々木は戊辰の際、見廻組を率ゐて、伏見にて薩兵と血戦し、橋本に於て重傷を負ひ、一時兄手代木の寓に潜服し、其介抱を受けたるが、手代木は佐々木の耳に口を寄せ、『貴様も随分人を斬つたから、これ位の苦痛は當然だらう』といへば、佐々木は苦笑するのみなりきとぞ。かくて、佐々木は、紀州に逃れ、終に創の爲めに死せり。墓は三井寺に在りとぞ。翁は、坂本、中岡刺客の一條につきては、素より知悉せるものゝ如くなりしも、話頭偶々これに及べば、語るを好まざるものゝ如く、他に轉ずるを常とせりといへり。往事茫茫、恩讐兩ら存せず、筆を措て空しく

長嘆せむ哉。

二六參考史料——菅野覺兵衛清岡半四郎——小野淳

輔書翰

予は本稿を草するに當り、可成多くの史料を涉獵し、一々其要を斟み其意を取りて、本文中に記入せりと雖も、猶全形を没するに忍びざるもの、二三通を讀者の前に提供し、遭難前後の狀を明瞭ならしめむとす、即ち、其一是龍馬の妻龍子の妹婿なる菅野覺兵衛が、大坂より十一月廿四日附にて、慎太郎の實父源平に寄せたるものなり。

近年打絶の御無音、其後皆々様、益御壯健可被成御座奉賀候。然、慎太郎君御儀は、去ル十五日之夜、京都河原町坂本龍馬之宿ニ罷在候處、夜中何者とも不分、不時ニ忍入、慎太郎君坂本龍馬外ニ家來壹人を暗殺、其儘立去候。右坂元は即死、慎太郎君は重傷ニは有之候得共、言語相通し、其場之始末略相

分リ候。然、終ニ翌々十七日七ツ頃、泉客と被成候。嚙御一同様御愁傷可被成、實ニ天下之人才を同時兩人迄、相失ひ、吾々於るも、意恨無窮御座候。然れ共、葬式は神葬ニ而、洛東之東山ニ祭候間、向後其心得を以、必神ニ御祭可被成候。此段不取敢、小生を御爲知仕候。匆々不備。

霜月廿四日

千屋虎之助事
菅谷 眞 三

中 岡 源 平様

二白敵は、當時會津ニ屬スル新調組之者ニ極リ候。他日大ニ復酬之心得御座候。是等は必御安慮可被下候。

既に仇手を新撰組に注目するの狀見るべし。其二是當時三條實美等に隨ひて、太宰府に在りし清岡半四郎より、同じく源平に寄するものなり。筑前より一筆啓上仕候。寒氣之節、愈々御安全可被成御勤奉賀候。誠に長々御音信をも承不申、是よりも不都合而已ニて、時々御左右を得致し不申、殘情不少奉存候。扱慎太郎君ニハ、御承知通り、小生ニおゐて、不一方御親交相

成り、實兄弟同様御付合申居候處、何分當時多用中東西奔走、暫時京都御滯留相成り居候中、素り彼是御周旋之處、今十一月十五日、宮川祐五郎昨日幕府を歸され、御受取ニ相成り夫ニ付、慎君坂本龍馬下宿河原町四條上ル近所ト云十五日七時半時を被參夜之五時半頃迄相談し居候處、十津川ノ人ト僞り三人來り、龍馬家來迄手札差出候ニ付、家來夫ヲ持チ二階の上り候處、右三人者從ヒ來り、龍馬家來ヲ矢庭ニ切仆シ、一人ハ慎君ヲ目掛ケ、切附候ニ付、不取敢、短刀ニテ受ケ留候へとも、其刀あまりて頭ニ切り付られ、夫を敵の足本の飛入候得とも、深手ニ付手足共ニ不立、不得已伏し居候處、上を又一ト太刀切り、何國ともなく、にけ去候由、今壹人ハ龍馬の肩をくびに掛て切付候故、龍馬直ニ床の刀ヲトリ、漸く二ノ太刀ヲ鞘なりニ受ケ候得とも、始メノ深手ニ付、十分ニ働事ヲ不得、又々頭ヲ鉢卷なりニ半分程も切れ、夫を敵ハ是でもうよしと云て遁去候由、其跡ニテ龍馬ハ表のあんどヲさげ、次の間迄持行、自分之刀ヲ改めて慎君ニいゝけるには、僕ハ腦ヲ切れた故、もふ死ら脱カ

る云や否やたおれ、又慎君ニ君ハドコヲ切れたぞト問、慎君云、僕ハ諸方ヲ切れたりト答、然ハ手ハたゝぬかト云、慎君云、ふ立ト答フ。龍馬ハ夫を直ニ死し、家來ハ十六日ノ七ツ時死、慎君ハ十七日九ツ時死、然ニ慎君夫迄氣分平生ノ如クニ存候趣ニ御座候、其夜五ツ頃、靈山ト申東山ニ神葬相成候由、實ニ一同驚愕之至ニ堪不申、素より御屋敷をも、色々探索致し候へ共、賊一向分り不申、同志も一同苦心ニテ、少々賊之手掛りも有之由ヲ以、只今最早穿鑿中之段申越し候、此儀御聞も被成候は、嘸々御一同様御愁傷奉察候、いつれ、委ク模様相分り次第、追々可申上候へとも、此便此レ切之事ニテ、不取敢御通し申上候。

京都ニハ、佩刀并衣服も有之由ニ候へとも、何分遠路ゆへ、不任心底段申來り、此三品實ニ難得物、且慎君之頂戴被成候品故、内々差出し申候ニ付、御重寶可被成候、外ニ何ニも申上候儀も無之、先ハ不取敢、右斗草々頓首。

十二月四日

清田半四郎

中 岡 源 平 様

乍憚、御一同様へよろしく御傳聲奉頼候、留守元も御序之節、無事之段、御申達し可被下候、當地一同無事にて御坐候 再拜。

清岡と中岡とは、同郷竹馬の友にして、清岡は三條實美等に長州より太宰府に隨從し、中岡も招賢閣以來これに付屬したる緣故あれば、其交情自ら他と異なり、在京同志より報告せる所を基礎として、中岡の父源平に報じ、哀悼の意を寄せけるなり。たとひこの書翰は、當時の見撃者にあらずとは云へ、史料として尤も價值あるものなり。其三は、坂本の甥小野淳輔(高松太郎後坂本直龍馬ノ養嗣子)より、翌年正月廿二日附龍馬の兄權平夫妻等に寄せたるものなり。

卯之十月十五日之夜、邸前ノ下宿ニテ海陸兩隊長會談致居タリ、然ルニ辰ノ半頃、戶外ヨリ案内ヲ乞フモノ有リ、僕藤吉ト云フ者出テ其名ヲ問フ、十津川ノ士ト答ヘツイテ名札ヲ出シ、才谷先生ニ逢ンコトヲ乞フ、僕先ツ名札ヲ取テ樓ニ上ル。彼モ亦ヒソカニ其迹ニ尾フ、僕知ラズシテ才谷氏ニ告ク、

ヒトシク斬テ入ル、僕六刀ヲ受ケテ斃ル十六日ノ夕方落命、次ニ才谷ヲ斬ル、石川氏同時ノヲ、然レモ急ニシテ脱刀ニイトマナク、才谷氏ハ鞘ノマ、大ニ防戦スト雖、終ニ不叶シテ斃ル。石川氏亦斃ル石川氏ハ十七日ノ夕方落命ス、衆問フト雖敵ヲ不知ト云フ、不幸ニシテ隊中之士、丹波、近州、或ハ攝津等四方へ、隊長ノ命ニ依リテ京師ニ不在、僅ニ殘ル者兩士、然レモ旅舎ヲ同フセズ、變ヲ聞キ否ヤ馳テ到ルト雖、既ニ敵ノ行衛ヲ不知、京師ノ二士速ニ報書ヲ以テ四方ニ告ク。
同十六日午ノ刻ニ、報書ノ一ツ浪花ニ著ク。衆是ヲ聞キ會ス、則乘船、十七日朝入京伏見ヨリ散行ス、其夜邸ノ命ヲ受ケ、隊ノ式ヲ以テ東山鷺尾ニ葬ル神葬ナリ。
十七日之夜、新撰隊此レハ會ノ司幕ノ隊ナリ、京師七條ノ邊リニテ戰フ王政復古ニ付テハ長近藤ト井藤トノ、
薩ノ邸ニ走り來リ、才谷石川氏ノ事件ヲ中村半次郎ト云フ人ニ告グ、又吾等ガ隊中ニ告ル、皆大ニイカルト雖モ、大事ヲ思ヒ、猶君公ヨリノ御書付有レバ、其確證ヲ得ントシテ、皆白川邸ニ退ク。

同十九日ノ朝隊中ヨリ二士ヲ出シテ新撰ノ脱士ニ面會セシメ、確證ヲ得
 ントテ薩ノ邸ニ行カシム。行イテ不計、毛利公ノ二子ニアヒ、二士吾等ニ今
 日ハマカセトテ留メラル、ヲ以テ則チタクシテ又白川ニ歸ル。夕方又新
 撰井藤ノ隊、伏見ノ歸リ、變ヲ聞キシトテ、河原町ノ邸ニ入シコトヲ乞フ。邸
 俗論ヲ以テ不入、則白川ニサク、此夜子ノ刻ノ頃右ノ兩士ヲ薩ノ伏水ノ邸
 ニ送ルカタク衛ル。此レヨリ衆敵ヲウカゴフ。遂ニ十二月七日ノ夜、辰ノ刻ヨ
 リ衆茶店ニ會シチコノ時白キハ。紀殿下陣御馬屋通リ油ノ小路上ル處ニ三浦
 久太郎コノ人ハ幕會紀ノ間ニ在ヲ初メ、新撰隊長等凡二十餘人、薩士藝ノ王政
 復古ノ論ヲ大ニ妨ケントテ會セシヲ告ル者有リテ、則十六人ヲマトメテ
 表裏ノ二ツニ分チ、彼等ヲ斃サントテユク、策大ニ當リ敵ノ人數十九人ヲ
 斃ス、手負ス者八人ト聞ク此ハヨク日。味方一人死ス、手負三人亂レ皆ヨク苦
 戰ス、ノガル、者追テ斃シ。或ハピストールニテウチ、大ニ心ヨク復仇シテ、
 速ニ退ク、即子ノ刻ナリ。

翌日ノ風聞、子ノ刻迄、新撰隊士凡五十有余人變ヲ聞キ推寄、味方退キシ
 ナレハ、空シク返ルヨシ。

右之通りノ儀ニ御座候實ニ隊中手足ヲ失シ如ク奉存候トモ、仕方御座ナ
 ク候、猶私ヨリハ變死ノ節、速ニ申上候儀ナレトモ、時勢急成ル故不得止、延
 引仕候、淳輔モ天下ノ爲メニ死ヲ致候心得ニ御座候間、ソレヨリ西東へ走
 リ廻リ居候故、御叔父上様ノ變ハ、速ニ御不申上候。此段平ニ御ユルシ奉願
 候 頓首。

正月廿三日

小 埜 淳 輔

御 伯 父 上 様
 御 伯 母 上 様
 は る い 様

この書翰は、語る所更に詳に、特に伊東甲子太郎一黨の遭難より、坂本中岡

刺客嫌疑の關係、復讐の狀況等、他の文書に見ざる所を記せるなど尤も憑據するに足るべきものあり。蓋し史料中の白眉といふべきなり。

坂本中岡暗殺事件

谷 干 城

此時已に幕府政治を廢し王政に復古するの主意は定まつてをる後藤が慶應三年の十月頃に大政返上の建白を出したが本もとの様に心得て居る人もありませんが決してさうでない坂本等の開國家が本で六月にチャンと斯う云ふ成文の主旨書が出来て居る土佐政府即ち山内家は六萬石の身より徳川家の蔭によりて廿四萬石の大封を受け又大祿の上士は多くは譜代恩顧の者にして重役は多く此種の人占むる處なれば政府の議の時々變化するも誠に己を得ぬ次第なれば小松邸の盟約は土佐政府を離れ一種秘密の盟約なりしが其の年十月頃には坂本も上京し中岡と力を合せさう云ふ鹽梅で多數の士族と云ふものは皆元親浪人であるけれども少數の上士は大抵

皆他國から來た所謂譜代恩顧と云ふ風な者でありますから何分其軋轢が甚しいそれが即ち此坂本中岡兩人が最初國を見捨て直接に勤王をする積りであつたものでとう／＼浪人した結果是は逆も浪人では事が出來ないそうして上士と下士との間を調和し所謂舉國一致でなければならぬと云ふ考から非常な盡力をして遂に之が成就をして守舊派の一種を除くの外は先づ土佐の有志と云ふものは上士下士打混じて國に盡すと云ふことに漸く纏つたそれは坂本中岡兩人の力である兩人が一時に殺害に遭ふたは素より天下の爲に不幸でありますか最も土佐の國の爲には非常な不幸である若し此兩人がせめて伏見の戰時分迄生きて居つて呉れると土佐に於てハ尤好都合であつたか半途に斃れたハ誠に遺憾至極であります全體此兩人は天下へ出て有志として働いた事は皆人が知つて居るが隱微の間故國に盡した忠義ハ知つた人が少いから序に此御話を申上げて置くのでありますも一つ頑固黨の勤王派に對する軋轢の情態を證據を擧げて御話し

て置きたいと思ふちよいと面倒でありますが板垣の慶應三年十月に寄越した手紙を讀みます。

日益に霜冷に相向候處於其御表御壯榮に可被成御入奉欣喜候小生義無異儀に罷在候間乍憚御安意可被下候御發足後御國許之義委細申上度候得共此頃御飛脚便等に托し候書簡は間違も有之哉と存候間時勢之義は何も不申上候唯京師の模様のみ相待居申候乍併一事不得不報事柄御座候子細ハ過日豊永久左衛門關東より僕か中村への私簡を携來り榎派に合して姦を爲し申候實に無由事にて今に始めず殆と姦術に係り申候然昔書簡等所謂仰天俯地に無所恥事明白之義當時同僚等の示談により候義に付快然辨斷悉く姦計をば脱し申候御安心可被下候然るに右久左衛門なる者近日又東行仕趣京師に至ても何等の姦を爲し候も難圖關東迄も同斷之義ニ付精々御用心可被成其故に申上候間屹度御覺悟被成度奉存候心事固ヨリ筆頭に難盡候御推察可被下候恐惶再拜

十月十八日

退 助

是から此兩人の殺された實況を御話し申ますが先づ近畿評論第十七號に掲げたる坂本中岡を殺害した者は我れなりと自稱する今井信郎と云ふ人の言より述べませう此今井氏は今遠州金谷ヶ原と云ふ所に居る様子である此人の云ふ所に依ると自分は徳川幕府の旗本であり三河からして權現様ニ附いて來た所謂三河御譜代てす代々軍學家で祖父の時には御師範を勤めた家で劍術は榊原健吉の門人で可なり人を教ゆる事も出来る位に成りました時世は騒かしくなり筑波山の騒きとなり自分も斯うして居ては詰まらんと面白半分には飛び出し云々と上京する迄の經歷を述へて次に關東に浪士の入り込み百姓や博徒を集めて劍術を教へ窃に勤王討幕等の事を説法して居る此は中々油斷がならんと考へ關東郡代に其事を通じ近在の若者を集めて劍術師範をして暫く滞在しそろ／＼農兵養成に着手いたした事を述べ徳川氏の爲に忠義を盡す理由が説明してあります慶應三年

天下も益騒しくなり其の年十月上京して幕府見廻組佐々木只三郎に頼つて組頭に成つて居た此佐々木と云ふ者はなか／＼強いやつて即ち彼清川八郎を殺した者でありますか是れなと此佐々木只三郎が殺したと云つてまあ自分の經歷から交る人のことを擧げて來た
それからして云ふてあるに是より少し前に紀州の光明丸と云ふ船と土佐の夕顔と云ふ船とか内海で衝突した其の時に紀州からして三浦久太郎が全權で出て土佐から坂本龍馬が出て來て交渉して遂に其の結果坂本が向ふをあやまらして償金を取つた其の様子か書いてある所で此處で先づ一つ誤つて居るか其誤は大きな誤ではないのでありますか何しろ當時のことを聞きこすつてからに捏造したものと思はるゝは此光明丸と衝突した船は決して土佐の夕顔ではない是は當時誰も知れる明なことで大洲の加藤家の所有名義になつて居つたいろは丸と稱へる船である其いろは丸と云ふ船と光明丸と衝突してを遂に色々談判の結局紀州から償金

を取つた『此時か汽船か衝突の嚆矢であつて勝麟太郎氏に坂本等は相談したることか有つた勝の答に素人と素人の船票は孰れか理か非か判かる歟と云つたと聞けり』のは事實であるか併なからいろは丸は決して土佐の船ではない是れは八ヶ間敷論であつたから當時いろは丸と夕顔と間違ふ筈はない此も後で捏ね付た誤りではないかと疑ふ坂本は文久二年に脱走し處々を浪々して勝氏の世話に成り勝氏は坂本か非凡の器なるを知り容堂に説て歸藩を許されたり光明丸といろは丸との争も土佐政廳は關係せず實は紀州と坂本との争なり海援隊は元浪人の集合にて坂本之を率ひ後藤之を助力せり

そこで其の人の言ふに自分も佐々木の世話になつて今で言へば警視みた様な役をした時に丁度彼の紀州を窘めて償金などを取つた海援隊を率ひて坂本龍馬がこれに來合はして居るそこでこいつは『氏又曰く私が參りました時坂本は春嶽を説て歸て來たところでした彼れは策士て海援隊を

率ひ中々きれたものです此云ふ奴を生かして置ては御爲にならぬと思ひましたから一つやつけて仕舞ふ向ふも大勢だから此方も同志をつのらうと云つて寄々相談など致しました』何分天下の爲にも國家の爲にもならぬとうしても生かして置かれぬと云ふことを考へ付いたそれてまあ寄り寄り相談して之を殺すと云ふことをした何處に居るか云ふた所か河原町蛸薬師の隅のあくら屋の二階に居ると云ふことが知れた其の名は才谷梅太郎と云ふ其實坂本龍馬であるから愈々之を殺さうと云ふことになつたこゝまでは先つとうやら斯うやら筋は合ふのでそれから其次にすつと手順が出て居るこゝに即ち此殺害したと云ふ人の言ふに御承知の如く當時は一體に氣が立つて居るスワと云へは辻斬にすると云ふ始末であるから御互に充分用意して居つてなかゝ暇かないからそれは困つたか私は坂本と云ふ奴は幕府の爲にならず朝廷の御爲にもならず唯事を好んで京都を騒かせる悪漢であるから是非斬つて仕舞はねはならぬと思ひまし

たか何れか坂本て何處に居るのか少も解らぬ幸に不圖したことから蛸薬師に居る才谷と云ふか坂本たと言ふことを確めたをこて十一月の十五日の晩今夜こそ是非と云ふことに決して桑名藩の渡邊吉太郎と云ふ者とそれから京都の與力ニ桂隼之助と云ふ者と外に一人それと自分と都合四人出掛けた私か一番年か行て居つたからして自分か一番の年上て廿六歳てあつた雜誌記者問に外に一人と云ふは誰てあるかと云ふと其者は未だ生きて居るかとうそ私か生きて居る中は言ふて呉れるなと云ふて居るから言ふことか出来ない死んだと云ふ二人を舉げてあとの一人と云ふ者は言はない而して自分ハ今井信郎と云ふ者であると公然自白して居る一寸聴くと如何にもまことらしく思はるゝ當時の事實より推して容易に信用かてきぬ此今井信郎の言ふに惜しいことは桂隼之助も渡邊吉太郎も鳥羽の戦争て兩人とも討死をした斯ふ云ふたそれてとうそ其一人生きて居る人を聞かせぬかと云ふと其人は顯官に居るからして此人のことは今日言は

ぬ約束であるからどう云ふことがあつても言ふに忍ひぬと云ふことて決してそれを告げぬと云ふことか書いてあるをこて此條に至つて我々も最も信用の出来ないのは坂本石川を殺したは四人であると云ふけれども是は甚だ疑はし扱て今井氏の言によれば十一月十五日の夜先斗町で酒を吞て十時餘程過ぎに才谷の旅宿の河原町蛸薬師油屋へ參り私共は信州松代藩のこれ〱と云ふものてす坂本さんに火急に御目にかゝりたいと申しました處取次のものがはいと云つて立つて行きましたからこいつ締めた居るに違ひない居さへすれば何様でもして斬つて仕舞うと思つて居ますと其中に取次か此方へと云ひますので跡へついて二階へ來りましたすると松代てすかあの眞田の藩です坂本とは前から通して居つたのです四人ともいゝ加減の名を拵へて言つたのですから今ても覺へて居ません兎に角此方らへと云ひますから行つて見ますと二階は八疊と六疊の二間になつて居ました六疊の方には書生か三人居て八疊の方には坂本と中岡が机

を中へ挟んで坐つて居りました中岡は當時改名して石川清之助と云つて居りましたけれども私は初めての事でありとれか坂本たか少も存しませす外の三人も勿論知りませんので早速機轉をきかしてやあ坂本さん暫くと云ひますと入口へ坐つて居た方の人かとなたてしたねへと答へたのですそこでそれと云ひさま手早く抜いて斬りつけました最初鬢を一つたいて置いて體をすくめる拍子に横に左の腹を斬つてそれから踏み込んで右から又一つ腹を斬りました此の二太刀で流石の坂本もうんと云つて仆れて仕舞ひましたから私はもういきついた事だと思ひましたか後で聞きますと明日の朝まで生きて居たさうです(此處坐敷の圖を挟む)それから中岡の方ですこれは私共も中岡とは知らず坂本さへ知らなかつたのですから無理はありません坂本をやつてから手早く腦天を三つほど續けて叩きましたらそのまゝ仆れて仕舞ひました御話しますれば長いのですか此の間はほんとに電光石火で一瞬間にやつて仕舞つたのです然し室へ這入ります前に

私のすぐ後へ渡邊かついて参りましたかそれか腰の鞘を立て、梯子を上りましたので六疊に居る書生か怪しいと見てそれと聲を掛けましたから少し手順か狂つたのですそれで四人とも坂本の室へ這入り込む處でしたか書生か聲をかけたゝめ渡邊と桂は早速に抜いて六疊で書生と斬り合ひ其間に私共は八疊の方へやつけたのです書生は渡邊と桂とに斬り立てられて窓から屋根傳ひに逃げて仕舞ひました其の夜は佐々木只三郎の處で泊りまして翌日市中の噂を聞くと仲々大變な騒きてす何ても皆是れは新選組の仕業たらう多分は紀州の三浦休太郎(安)か新選組と合體してやつたのたらうと云ふ風評ですそれに其の晩渡邊か六疊へ鞘を置いて返つて來ましたかその鞘か能く紀州の士の差した高鞘に似て居りましたか愈々是れは三浦の仕業に違ひないと云ふ事でした暫くたつと果して土佐の若い者か三浦の家を襲ひましたと其の時丁度近藤(勇)か其處に居合せて一所になつて追ひ歸しましたので愈斬つたのは三浦と近藤たと云ふ風説

か高くなりました決して四人でない何故私かそれを四人でないと言ふことを斷言するかと云ふと石川清之助と云ふ者は十五日の夜に斬られて十六日の午後今の一時過ぎまで生きて居つて誠に確てあつたそれで其の賊の這入つて來た舉動から何から一切詳に話したそれとどうもまるで違ふ石川の言ふに賊は二人であつた今の今井の言ふには四人であると斯う云ふてある尤も蝟藥師あくら屋と云ふのは間違ひはない此あくら屋は近江屋新助と云ふて本年私か京都へ行つた場合に未だ生きて居ると云ふことであるからそれに會ふて話を段々聞いて見たけれども何しろ彼奴等はとん／＼上にかつて來て坂本の僕か斬倒されて大きな聲で叫ぶと云ふ譯て何もかもない周章で逃出したものであるから後のことはさつぱり分らない其の近江屋なる者は小僧一人居りましたとか何とか言ひましたけれども決して家には居らさつたに相違ない所か此今の自稱殺害者と云ふものは書生三人居つたと言ふ二階の階子段を上により詰めてをすつと

見詰めると向ふに書生か三人居つたと云ふことがちやんと書いてある所か其處に居つた者は坂本龍馬の僕か一人であるそれから即ち斬られて居つた者だけは斬られた然るに今の今井先生の全體其時の舉動と云ふものか如何にも面白いとも丁度芝居の譬討ても見る様な景況でとうしても事實とは考へられぬあとから作つたものと思はれる其時に四人の人かとう云ふ様にして行つたかと云ふと十五日夜の十時過ぎ時分に今の蝟藥師三條下ル所のアクラ屋へ參つたをして家來に對して言ふに私共は信州松代藩の某と云ふ者である坂本さんに火急に御目に掛りたいと斯う云ふて行つたさうすると取次の者かはいと云つて立つて行つて上に上かつたこいつは占めた家に居るに違ひない居りさへすれば何でも斬つて仕舞ふぞ斯う云ふ積りて構込んだそこで其内取次の者か此方へ御通りなされと言つて來たから二階へ行つたか寄附きに居る人か松代藩ですかあなたは眞田の藩ですか坂本とは前から通じて居つたのですか斯う云ふ問を掛けた

さうすると四人とも宜い加減な名を拵へて行つたものであるから今では其名は覺へて居らぬけれども兎も角も此方へと言ふから直ぐ二階へ上つて見ると八疊の座敷と六疊と二間に居つたそこで六疊の所にと云ふ人か居つたかと云ふと上り口の六疊に書生か三人居つた八疊の方に坂本と中岡か机を中へ挟んで坐して居つた是も間違つて居る成る程京都では能く机を置いて話をし飯を食ふことをやつて居るかそんなものはなかつた行燈を前に置いてそして二人か話し居つたそこで三人の書生か居つたと云ふのは是かいかぬそれから其人の言ふに坂本は一向自分も會ふたこともないそれ故に少しも三人とも勿論石川も坂本も知らさつたか早速氣轉を利かしては、坂本さん暫くと言ふてどつちか坂本か知らふか爲に聲を掛けたさうすると入口に坐して居つた人かとなたてすかと答へたのでそれてこいつか坂本ちやなと斯う思ふて矢庭に抜いて斬付けたそれから其横鬢を一つたゝいて置いて體を竦める所をなぐつた一つなぐつて體を竦め

る所を横に腹を斬つたそこで踏込んで右から又腹を斬つた此二太刀でからに確に坂本はうんと云つて倒れて仕舞つたそこで私はもう宜いと思ふて居りましたかあとて聞けば翌朝まで生きて居つたと云ふことでありました斯う云ふことか書いてある所か能く御考になつたらは分るか人を斬りに行くにさう云う間鈍いことて人か斬れるものてない又兩人とも隨分武邊場敷の士で殊に坂本は劍術は無逸の達人で平生付けねらはれて居るのを承知のことなれば少しも油断しないそれか顔と顔とを見合せて話をしてそれから斬られる様な鈍い男てない是等か最も嘘の甚しい事柄て決して斯う云ふ譯のものてないそこで此坂本の斬られたと云ふ報知のあつた場合に直ぐに駆付て行つた者か私と毛利恭助と云ふ者である是は京都三條上る所の高瀬川より左に入る横町の大森と云ふ家かある毛利兩人は其大森の家に宿をして居つたそれで先づ速い中であつた土佐の屋敷と坂本の宿とは僅に一丁計りしか隔て居らぬから直に知れる筈なれども宿屋

の者等は二階とさくさやるものだから驚て何處へ逃けたか知れぬ暫くして山内の屋敷へ言つて來たものも餘程後れ私か行つた時も最早疾うの後になつて居るそれで行つて見た所か丁度階子の上り付けた所に坂本は斬倒されて居る夫からして階子を上つて右へ行き詰めた所か即ち京都の方に窓がある御承知の通り京都では町に向いた窓は大きな門を置いて其へ泥を塗つてあるなか／＼押しても突いても破れへきものでない其下に龍馬の僕か斬倒されて居るそこで右手の方の座敷には即ち中岡か斬られて居るもう坂本は非常な大傷で額の所を横に五寸程やられて居るから此一刀で倒れねはならぬのであるか後ろからやられて背中に袈裟に行つて居る坂本の傷はさう云ふ次第でそれからして中岡の傷はとう云ふものかと云ふと後ろから頭へ掛けて後ろへ斬られそれから又左右の手を斬られて居るそして足を兩方ともになくられたものちやから兩方斬られて居る其内倒れたやつを又二太刀やつたものであるから其後からやつた太刀と

思ふのは殆ど骨に達する程深く行つて居るけれども腦に遠いものであるからしてなか／＼元氣な石川でありますから氣分は至て慥であるとうかと云ふと誠に遺憾千萬であるか併し此通りである速くやらなければ君方もやられるそ速くやらなければいかぬと云ふのか石川の論であつた(註を省略す)

そこでまあ一體とう云ふ始末であつたかと聞いて見ると實は今夜はお前の方へ行つたかお前か留守であつたから坂本の所へ來て二人か話して居る中に十津川の者てこさるとうそ御目ニ掛りたいと云ふて來たそこで取次の僕か(坂本の僕)手札を持つて上つて來る中岡は手前に居つて坂本は丁度床を後にして前に居つたそれ二人て行燈へ頭を出して其受取つた手札を見居る讀む暇はありませぬ見居る所へ僕か上つて來るに附いてすつと上かつて來たそして置いて矢庭にコナクソと云つて斬つたそれて手前に居つたのか中岡である行つて見ると居つた位置も違ひ机などを列へ

て居つたと云ふけれどもそんな譯てなかつた矢庭に二人か手札を見やうとする所へ斬込んで来た中岡を先きにやつた其言葉は所謂コナクツと云ふ一聲をして斬られた其時はつと思ふた時に坂本は後ろの床に刀があるから向いて刀を取らうとする様だけは覺へて居る自分も直ぐ短刀を取つたけれども奈何せむそれを取つたなりて抜くことは出来ぬから振廻し向ふは後へ退り／＼なぐられたそこでもう手はきかぬ様になつたから唯向ふに武者振り附かうとする兩足をなぐられて仕舞つたそれで足か立たぬ様になつて仕方かないから其儘に倒れて斬らせて置くより仕様かない其儘倒れて居つたさうするともう宜いもう宜いと云ふて出て行つた賊の言ふた言葉はコナクツと云ふ言葉ともう宜いと云ふ言葉より外問きはしないそこで坂本はどうしたであらうかどうも分らない分らないか坂本も素より斬られた今の中岡が斬られて倒れて暫くして居る中に坂本が倒れて居たかすつと起上つて行燈を提けて階子段の傍まで行つたそして其處で

倒れて石川刀はないか刀はないかと二聲三聲言ふてそれでもう音が無い様になつた斬られて居つた所は八疊の間であつたけれども兎もあれ立上つた儘階子段の傍まで行燈を持つて行つて倒れたと云ふのか是か即ち石川の話それで石川の言ふになか／＼實にどうも鋭いやり方で自分等も随分從來油断はせぬか何しろ非常な所謂武邊場敷の奴に相違ない此くらい自分等二人居つて不覺を取ることばせぬ筈かどうする間もないたつたコナクツと言ふ一聲でやられた斯う云ふ話であつたそれからして今の傷から云ひましても此人の言ふ所に依ると先づ其横鬢を一つたゝいた是は何か話にても聞いたものでないか此額をやられたのは五ほんくらいやられたそれからはは少々似て居るか横腹を斬つた又踏込んで兩腹を斬つたそれか深い傷と云ふのは横に眉の上をやられて居るそれから後ろから袈裟にやられた此二つか先づ致命傷そこで坂本はどう云ふことをしたかと云ふともうも分らぬけれども是も想像が出来る自分は刀を確に取つたに

相違ない刀を取つたかもう抜く間もないから鞘越して受けたそれ後ろから袈裟にやられて又重ねて斬つて来たから太刀折の所か六寸程鞘越しに切られて居る身は三寸程刃が削れて鉛を切つた様に割れて居るそれは受けたか受流した様な理窟になつてそして其時横になくられたのか額の傷であらうかと想像される傷の所から云ふても此人の言ふて居る所とは全く違ふそれから又疑ふべきことはお前ハ松代の人であるかとか何とか云ふことはそんなことを應接するところの騒きてない僕の後に附いて來て矢庭にコナクッと云ふてやつた實に速にやつた

そこで私共が行つてからさて是は何者の所業であらうか誰にやられたかと云ふことに付ては未だ今に心に掛けて詮議中である石川の判断では之はとうしても人を散々斬つて居る新選組の者たらうそれにコナクッと云ふ言葉に付て判断した石川の云ふにとうも四國人であるふにコナクッと云ふことは四國人か能う言ふか土佐の者ではなからう土佐の者は其の時分

石川を斬る者ハ無い皆殆ど有志は一致合體して居る時であつたそこで一つの證據が残つて居るのは刀の鞘がある刀の鞘と云ふものを一つの證據にそれから吟味してコナクッと云ふ言葉とも宜いと云ふ言葉の外に賊の残して行つたものは刀の鞘だけであるそれで石川は誠に遺憾千萬である甚た不覺を取つた片時もやらなければ皆有志の徒はやられるから速く事を擧げいと云ふことを頻に言ふたそこで石川は今申す通り十六日の午後一時か二時頃昔て云ふと八ツ時と云ふくらゐにとうとう死んたか其の死なぬ前に傍に居たのは即ち今の宮内大臣田中光顯是も土佐の白川屋敷に圍つてあつた浪人組で即ち自分の大將かさう云ふ災難に遭ふたものであるから田中か取敢すやつて來たそれから田中か石川を慰めて是は貴様の傷は餘程浅い井上を見よ聞多はあの通り酷い傷たか癒つた貴様は充分に癒るそと云ふて力を附けた併なから後から斬つたのか腦へ幾分か掛つたものと見えて次第に嘔氣を摧し吐出してとうとう翌日の八ツ前くらゐ

に斃れたけれども死ぬ前に懇々として話したそれは速くやらぬと此様にやられる實に遺憾であると云ふて斃れて仕舞つた

其のあとてさあ此下手人を調へることになつた先づ新選組と鑑定を附けたものでありますから此方の手掛りを探さなければならぬといふもので石川か斬られたのか十五日それからして新選組に元居つて意見か分れて高臺寺といふ寺へ行つて居つた者か十四五人あつた伊東甲子太郎といふのか頭て其の甲子太郎か十八日の夜新選組の者に殺された甲子太郎を殺して置いてサア伊東か災難に遭ふたから片時も參つと云ふてやつたので居合した者か七人程皆行つたか新選組は待伏して皆殺された七條少し脇の方て其斬残されたのか其中に伏見の方へ出て行て家に居らさつたのか二三人あつた其斬残されのは初め白川の土佐屋敷へ來た白川の土佐屋敷はあの時分は野原であつて浪人か大變居るか危険であるからもう不用心故薩摩の屋敷の方へ頼んだ所かこゝも危いと云ふので伏見の薩摩屋敷へ

圍つて居つたそこで彼の斬残されの者等は元々新選組に這入つて居つたものであるからして刀に見覚えかあらうと云ふので私と毛利とそれから彼の薩摩の中村半次郎と三人て伏見の薩摩屋敷へ行つて彼の甲子太郎の一類の者に會ふて其の刀の鞘を見せた所か此の二三人か評議して見て是は原田佐之助の刀と思ふと……言出した成程……此原田左之助といふのは腕前の男た新選組の中て先づ實行委員と云ふ理窟て人を斬りに行くには何時にても先に立つて行くそこで私とかハア成程とうも其舉動と云ひ如何にも武邊場敷の者であらう何しろ敏捷なやり方であるとうしてもそれに相違ないと云ふので最早一人は原田左之助其他斬つた者ハ新選組の者に相違ないと云ふことにまあ決定して居る所て豈圖らんや此三十三年五月の近畿評論と云ふ雑誌を見ると坂本石川兩人を殺害した者は拙者なりと明白に言つて居るそこで其舉動はとうかと云ふて見ると如何にもおかしい恰も芝居の譬討てもやりさうな間鈍るいやり方て尤も其中に斯

く云へは長い様でありますけれども實は電光石火であつたと斷りはしてあるけれども第一に書生はどうしたかと云ふと窓から出て逃げたと云ふけれども逃出やうと云ふ所は實は大きな柱があつて泥を塗つてあるから押しても突いても動くものでない逃げやうとしても逃けることは出来な
い唯二階へ上かる行詰の所に明り取りかあるかそれは高うて唯明りを取
る爲めのもので決して逃出るとうすることも出来ない若し逃出するなら
は石川坂本の斬られる其處へ行かなければならぬ其處ハ低い敷居があつ
て其下に坂本か机を置いて書見して居る其處ハ出らるゝか其處ハ兩人か
居つてトサハサク／＼やり居るから逃げやうとしても逃けることは出来な
い所か此先生は書生か三人居つたか二人は逃げて一人は斬止めた斯うあ
るとうも途方もない間違つて居るそれてまあ全體そう云ふやうな有様で
此時のことは矢張り私等の國の者等の考も元紀州の光明丸といろは丸と
衝突の時に坂本等か非常な激烈な談判をして償金を取つたから其恨みに

紀州人か新選組を遣してやつたのであらうそこで紀州の巨魁は今の三浦
安——三浦久太郎に相違ないあれか即ち新選組を煽動して斬らせたので
あらうといふから誠に詰らぬ壯士等か三浦安の所へ斬込んだ所向ふがト
ツコイさうはいかぬと云ふので新選組に言ふてやつて準備をして居つた
から此方から行つたのかやられたそれで斬つたと云ふ今井は松代藩の者
であると言ふて行つたと云ふか松代藩の者たなといふてもウツカリ會ひ
はせぬ皆用心して居る殊に坂本は才谷梅太郎と云つて名を變へて居つて
殊に新選組から狙らはるゝので薩摩の方からも危いに依てとうそ私の方
へ參るやうにと云ふたか屋敷の中へ這入ると出入りに窮屈だから這入ら
うと云はないそれ故平生警戒を加へて居るから松代藩なと云ふて來ても
會ひはせぬのでありますか十津川の者は始終出入して居りました勤王論
者か十津川に多かつたそれて十津川と云ふて來たから取次も安心したそ
こて十津川と云ふことをかたられたといふので十津川人か大變怒つて即

も三浦久太郎を斬に行つた場合にも十津川人か出掛けて行つた十津川人の中井承五郎と云ふは大分人を斬つた様子ちやかそれから行つたかとうとう斬られて仕舞つた

それから龍馬に話に來た書生は遺憾ちやと云ふので三浦の所へ斬りに行つたか構へて居つて散々失敗を取つたさう云ふことで此人は松代藩ちやと云つて行つたと云ふか決してそうでない十津川と云ふて行つたは餘程巧なるやり方である取次の僕も十津川人と云から取次をしたさう云ふ次第て其鞘は原田左之助か差して居つた刀の鞘である

斯う云ふことに私共に一齋に極めて居る所か此人の云ふに鞘を落して來たと云ふ是もあとで聞いたらうと思ふ其鞘は紀州の人の刀の裝へてある紀州人の鞘であるといふのでサア三浦ちやと云ふて三浦の所へ復讐に行つて返討ちにあつたさうでない紀州人は紀州であるか紀州人か新選組を唆かして新選組の者か斬りに來た鞘は全く原田左之助の鞘と斯う云ふこ

とになつて居るそれで随分妙な物好であるけれども推測して見ると徳川の旗下で譜代恩顧の者であるから兩英雄を倒したと云ふと事實となつて後世に傳へらるゝことゝなつて成る程斯うであつたか知らぬとどうしても事實と認めらるゝに相違ない

それで御話を申上げる通り片岡かとうを調へて呉れいといふことであつたから請負ふて置いた是も故人になり又私か死んで仕舞へは遂に事實を明にすることか出來ない段々古いことを御知りの方もこさいませうし又歴史を御取調へになる方も段々こさいますからとうそ充分御研究を願いたいと思ふ果して今井と云ふ人か手を下して斬つたものとすれば此書いたものに言ふたことは間違つて居るに相違ない何れにしても今井か斬つたといふ事は此證據の上では認められぬと思ふとうそ尙ほ御記憶の上で御研究を願ひたいと思ふ随分誰かやつた彼かやつたと云ふことには大變間違がある且つ又何そあの時分の書いたものでも押へぬと随分あの時分

は斬自慢をする世の中であつたから誰かやつた彼かやつたと云ふことは實に當てにならぬと思ふとうそ御參考に供しますか尙ほ御取調を願いた
いと思ひます(谷干城遺稿編者曰明治三十三年頃歟)

金子才吉事蹟

才吉は筑前藩家老矢野梅庵の陪臣徳田文右衛門の次男にして出で、浮組金子子氏を嗣ぐ、福岡西職人町(宅跡は立洋社の向側今山内氏の處なり)に住す。幼にして穎悟學を好み梅庵に愛昵せられ朝夕喜んで經史百家の書を読み古今興廢の事蹟を搜り兼て海外の事情を究む、殊に算術に至りては久間坦齋に師事し(坦齋は年二月四日六十五歳を以て歿し七回の忌辰即ち慶應三年才吉の歿する年門人等碯を御供所町順心庵墓側に建つ其門人多數の中建設者として金子厚載の名をも勒せり)印可を受く、天文學に通曉せり、後年毎歲太陽大陰の雨曆を作製し藩主に奉れりと云ふ(西曆作製の事白井淺夫)其蘊蓄の深かりしを知るに足る、才吉は又書道に巧みにして古文をも修め、和歌及漢詩を善くす、餘技としては圍碁に妙に、十一世井上因碩の免許を受け又音樂の嗜好あり、實に文學と云ひ藝術と云ひ慥かに其力量の衆に卓越せるを窮知すべきなり。

才吉は其名を又載吉と書し諱は厚載字は永貞又道存と稱し李窓主人又草堂主人と號し歌人としては春琴と書せり、文政九丙辰年の誕生なり、弘化元年甲辰十九歳にして初めて役勤をなし町方附となれり、同四年丁未二十歳にして奥書物寫となり、嘉永六年癸丑二十八歳にして公命を蒙り長崎に蘭學を攻め安政二年乙卯三十歳にして初めて和蘭人に就て専ら測量術を習ふに至れり、同四年丁巳三十二歳和蘭軍艦ヤツパン後 威臨艦第一等士官ベテファントロウエンの講義を聴き、同五年戊午三十三歳學略ほ成り一旦歸國し、文久元年辛酉三十六歳にして長崎に再遊す、此年藩に於ては米國運漕船日華丸を購ひ、翌二年壬戌三十七歳の時藩又英國汽船一隻を購ふ是を大鵬丸と云ふ、(長三十一間半七寸五分馬力 二百八十、負巾二丈八尺四寸)才吉は之れに附乘して江戸に赴き留學數月に及ぶと云ふ、歸藩後其年の五月命を奉じて長崎に往復し、翌三年癸亥四月三拾八歳又大鵬丸に乗り往返し九月乗組には永野圓助の受持たるコロノメートルを請取り航海中の仕掛を見分し十一月に至り大鵬丸御

手人に付又長崎に至る、元治元年甲子三十九歳にて十列に昇り俸祿三口十石を給せられ大鵬丸乗組請持となる、踵で一代直禮仰付けられ測量方機關役兼船手頭支配を命せらる、慶應元年乙丑十一月四十歳にして清國上海に航し隣邦の事情を視察する所あり、翌二年丙寅十二月四十一歳の時英國水師提督アドミラル軍艦四隻を率ひ福岡灣に來航す大鵬丸は藩公及世子を乗せて長崎より入航し才吉亦此船にあり、同三年丁卯四十二歳長崎に於ける西海の砲臺築造敷地測量の命を奉ず。○中略

凡そ才吉の學才人品は以上の日記に徴しても一端を窺ひ知るべきなり、才吉年少ふして父兄に事へて孝友なり常に寡黙沈毅にして圭角を見はさず而かも才氣煥發人の意表に出づるものありしと云ふ、成業の後は大に爲すあるの材を抱き一朝事の錯誤より彼の長崎に於ける慶應三年丁卯の變事を惹起したるは返す／＼も嘆すべき限りなり、是れを即ち英國水兵貳人を其年七月六日の夜突如丸山に殺害し自からは八日に至り割腹し四十二

歳を一期として黄泉の客とはなれり、此變事突嗟の間の出來事にして其何故なるを知らず、之れが原因に付ては揣摩臆説を逞ふし未だ真相を知り得ざるを憾みとす、此事施ひて他藩の嫌疑問題となり外人交渉の問題となり容易に加害者の誰たるを知らず其犯行の捜査には頗る困難を極めたりしが我藩の當役等に於ては堅く之れを秘密に附し親兄弟と雖之れを口外すべからずと誓ひし程なりしが明治元年の末長崎に於て發行せる崎陽雜誌(柳河の人高橋生と)に該事件の成行を掲載し事發覺の端を開き遂に斷獄の結果は明治二年の行政官の黒田宰相への達書刑法官よりの連係者處分の申渡書となり、本件の結末を告げたるは當時藩難の一事件として多くの耳朶に觸れしものなり。

扱該及傷一件の發生に付當日長崎の状態に於ては何等の異變を豫知すべき事情も存せざりしが、當日事件の突發を傳ふるや、同港に豫て繫留し居れる外國軍艦四隻(米利堅、佛蘭西)に乘込み居れる水兵は直ちに同港に碇泊

せる幕府の軍艦(第一丁卯艦、第二丁卯艦)を抑留し一方水兵は上陸して長崎市中に配兵警戒を嚴にし實に蟻の出づる隙もなき光景なりしと云へり、依つて長崎奉行徳永岩見守は同地に於ける各藩の邸宅内に居住せらるる藩士を始め諸役人の素行調査となり又一切外出を禁じ丸山廓内茶屋座敷は勿論市内に散在せる旅宿用達に至る迄諸藩士の出入行動を監視し限なく取調を遂げたるも泰山鳴動鼠一匹を出さず唯此に土州藩の嫌疑を蒙りたる一條あり當夜事件發生の後土州横笛船が運轉準備の爲め大波戸場より港外に出入し暫らくして又土州の南海丸が出港したるを以て始め横笛船に加害者に乗せ更に港外に於て南海丸に乗り移らせ之を逃したりとの疑が後日紛糾の焦點となれるものなり、當時混雜言はん方なく又長崎は貿易場の事として市民の難澁亦言語に絶したりと云ふ、當時恰かも幕府は長州追討の際とて軍監小宮山又七郎の率ゐる千人隊は小倉に屯營せるを分隊して面倒なる外國水兵の警戒に代はらしめたるより漸く交通解禁ともなり平穩

に復したりといへり。

然るに同月八日同港水の浦に在る本藩屯營所に在勤する総番頭母里太兵衛の許に圖からずも面會を求め來るものあり、之れを誰とかなす彼の俊才の聞へある金子才吉ならんとは、此時次席大頭竹中與右衛門に附屬傳令の中番役を勤めたる柴田太八郎(今の千里)は大頭の命を受け其來意を問へば、願の次第ありとの事なり、直ちに大頭の客間に招じ総番頭への申立を問聽するに先般丸山に於て外國人を殺害したるは自分なりと臆面もなく自訴し、之れ全く自分の所爲にして他人の關知せるものにあらず、兼て大恩ある藩主に對し斯かる不忠の行爲を爲すに至れるは萬己むを得ざる事情に差迫まり藩の指定せられたる官舎を脱出し浪士として外人を噎したり、而して同行者たる栗野慎一郎(今の野子爵)水谷義次郎、村上研次郎、八木謙齋、村澤右八郎、讚井大兵衛、富永賢治、田原養柏に迷惑を掛けることありては相濟まぬことなれば、實は刃傷の際直ちに自首する覺悟なりしも、若し外國水兵に捕へ

らるゝ事もあらば、自分が行爲の原因曲直をも解せず漫りに汚名を蒙る虞れあるを以て市中の動靜鎮靜するを待ち深林中に潛み居りしも、今日直訴に及びたる次第なり、最早斯かる暴行を敢へてしたる以上は斧鉞をも辭せざる所なれば、希はくは詮議の上宜しく公裁を仰ぐ云々と申立てたり、大頭は之れを母里總番頭に告げたるに、總番頭は一々之れを聽取り、稍沈黙の躰なりしが、時恰かも炎熱烈しく、爰に暫らく疲勞を休養せしむべし云々と、柴田中番役へ移席閑談を命じ、夫より竹中大頭との間に初更に及ぶまで協議に時を移されたりと云ふ、柴田は警固の銃手約八名の者と參會致せるも、最早詰所に退かんとしたるに、柴田は不圖金子に引留められ、才吉の携帶せる兩刀及びピストル時計等を投出し、自分は此品入用なし、柴田に譲りたきに付、受取り呉れとの事なれば、柴田は總番頭の指揮を乞ひ、之れを預り置き、然る後詰所へ退き納涼し居りたりしに、隊長の官舎の向ふ側に在る大頭役所内殊の外騒々敷に付、至り見れば、斯は如何に金子は同舎の窓前にて自裁し

居れり、大頭の官舎は十二疊の大座敷なるが別部屋に番人を附けて才吉を圍ひ置かれしに、始めは番人渡邊竹三郎の刀を取つて引抜きしに、錆付きて用に立たざれば之れを捨て、便所に行く振りをして、竊かに大頭役所の湯殿より役所に這入りて、玄關の横部屋に在りたる書記仙田文次郎の刀懸より、長き刀を奪取り、腹を搔切りたるに、臍腑露出し、死に切れざるより、又立ち上り、短刀を取り、咽喉を突きたるに、未だ死に切れず、更に頸に引掛け、前方に俯伏し、臍腑の中に頭を突込み、鮮血淋漓として流れ出、附近には刀劍亂散し、慘憺たる有様に驚きたるが、才吉は猶ほ氣息奄々たれば、直ちに藩醫二名を招き、創所を縫ひ合せ、治療を施こし、種々介抱したるに、何分重傷の事とて、最早盡すべき術もなく、才吉は水を求めたるが、水を飲ますは禁物なるも、之れを飲ませしに、氣分が善くなりしと喜んで、瞑目せりと云ふ、之れ實に同日未明の事なりしと、惜ひ哉、齡時に四十貳歳を一期とせり。嗚呼、血氣勇壯なる當時、鎖港攘夷論の激越なる時勢に當り、早くも將來を看破し、奮つて西洋文明

の學術を研究し、多年幾多の辛酸を嘗め、既に成業して國家社會に貢獻すべきの秋に當り、如何なる事情の存在せしか、不明なるも、斯かる悲慘の最後を遂げたるは、誠に痛嘆に堪へざるなり。

才吉が外人を殺害せし場所は、丸山寄合町引田屋政之丞の門先にして、英人水兵二名の(此水兵は英國軍艦エカルス船乗組水夫にして一人はロペルト)醉臥せるを認め、如何に感じけん、才吉は突如、兩人を斬り、連行者八名は大に驚き、事實の真相を慥むる、違まもなく四方に走り去りしが、獨り富永賢治は才吉が逸走せるを追ふて、梅ヶ崎に出でたるに、既に船に乗り、港外に漕出し去りたる後なり、富永は又追跡して、西泊に上陸し、才吉の所在を詮索し、翌七日に至り、才吉を五島町播磨屋敷内に連れ歸へりと云へり。然るに、此間の消息に付ては、當時同宿たりし、最も年少の吉見均(大正六年六月十一日)の實話の傳ふる所によれば、才吉が殺害後、山中に潛みし折は、炎熱燃くが如く、食物なく、飲料水なく、前日の苦勞と空腹とに、疲れ果て、翌朝樹間より透し見れば、附近の

山畑に茄子瓜等の作物あり、之れ天祐なりとて直ちに出で、之れを食し飢を凌ぎたるに地主作物の肥しに來れるに會す、是に於て前夜來絶食したる爲め之れを窃食したる次第を謝し且つ貳歩金一枚を出し之れを代償せんとせしに農夫は之れを受けず、才吉は其義侠に感じ前日自分の丸山に於ける事實を打明かし斯かる大罪を犯かせし上は到底生存の望みなし、然るに訴へ出でんか忽ち縲綽の身となり事曲の根元は彼に在るも混亂の際或は冤罪に陥入るも圖られず、故に今暫らく此山中に潛み世間の沈靜を待ち自訴せんと思へり、請ふ余の爲めに市中の動靜を探り報道せんことを以てし且山居の間飢餓を凌がしめんことを以てし黄金若干を給せんとす而して此大事を他言するなからんことを、若し背くべくんば帯びたる秋水の下にせんと威嚇的之れを誓はしむ、農夫固より篤實之れを首肯し且つ語つて曰く今市中は鼎の沸くが如し英國の水兵市中を警戒の既に緩なるべきを察し八日に至り農夫の案内を求め問道より窃かに水の浦本營に至り自首す

ることを得たるなりと、此時農夫頻りに其姓名居所を問ひたるも秘して語らざりしと云へり此實話の如くすれば才吉は一旦播磨屋敷には歸らずして直ちに潛匿の場所より自訴せるものとも知らるゝなり。

以上の記する所は、柴田千里の後日の説話に聞く所なるが、今爰に當時の連行者たる今現存の栗野子爵に就き當時の懷舊談を聞くに、事件當夜は七月六日星祭の夜、一同は丸山廓内を遊行し寄合町附近に來りしが、某亭の門先に外人貳名の醉臥せるを蠟燭を點して見衛れるを認めたが、才吉は如何に感じけん肩先目掛けて之れを切付けたるが、一同は大に驚きたるも何の手付け様もなく各其場を立ち去り午後二時頃と覺ばしく播磨屋敷内の宿舎に立歸りたるが、才吉は其儘歸り來らず翌朝に至り才吉は同學なる富永賢治に名刺を持たせ使を遣り、此處迄來り呉れとの事にてありしが、指定の所は慥か屠牛所の附近迄行きしも、才吉は既にあらず梅ヶ崎より戸町方面に出でたる様子なるを以て同方面に追駈け行きたるに既に港外に船出せ

し形跡あるを以て富永は追跡して西泊に上陸して才吉の所在を搜索し翌七日午後に至り才吉を連れ五島町屋敷内に歸り來れり。扱事件の翌朝床屋に至れば不思議にも同藩の白杵久左衛門が話に昨夜筑前の士が外人を殺害せし由を物語れり、之が如何なる所より洩れ聞きたるものか愕かしく思はれたり、當夜遅く歸へりたる節の様子を知り居るものは門番の外に知るものなければ之等の口より洩れたるものかと思ひ當りたりと、之れにより察するに才吉は前記の如く潜匿の場所より自訴せるもの、如くせられたるは間違にして之れは播磨屋敷に歸りたる後の事なるを事實とすべく、栗野子の言により慥かめられたり。

又此才吉の殺害原因に就て考ふるに、此自訴申立に付ては何等か根元のある様解せらるゝも其訊問應答なき限りは殺害の眞意の那邊にありしか其心理を忖度すること能はず、栗野子の言ふ所によれば才吉は精神に異狀ありしもの、如く、又富永賢治の語りし所にては殺害翌日の如きは殆んど

發狂の躰なりしが如しと云へるが、事件發覺の後黒田宰相家來よりの長崎府への届書中には『其夜ノ始末本心トモ不見全ク發狂ノ躰ニテ無程自殺仕候』とあり、又別届には『同人儀者夷虜之窮理ヲ厚ク信シ居候者ニ付右躰ノ所行可有之トハ存掛モ無之』云々とあり、又黒田宰相内井上六之丞より辨事御役所への願書には『全ク異躰放心之病氣崩シ居候折柄右躰ノ所行仕タルニテ可有御座ト奉存候』とあり、又他の説話には外人の邦人に對する無禮暴慢を憤慨してなりと云ふ。要するに當時の發作は精神の異狀にあるへしとするも金子の心理が全く無意識に突發せるや否や此點に付ては余の未だ首肯し能はざる所なり、素より當時の裁斷は此願届書を證徵事實として裁決を見たるものなり。

爰に又餘まり穿ち得たる説話とは思へども之れ亦吉見均の實話として傳ふる所に據れば、適々慶應元年の頃、大鵬丸は損所を生じ修繕を要せんとするに當り長崎の船渠は開口狹隘にして入渠する能はず、依つて幕府の許

可を得て清國上海に於て修繕するに決し、才吉は航海長として雇英人キンダを副長として彼地に航海し、同二年工事を竣へて其年五月末長崎に回航せりと、當時同藩の留學の者十數名相謀り長途の航海安著を祝せんが爲め祝賀の筵を某所に開きたるに、時到りて主客たる金子の所在不明にして之れに會せざるは怪しき事なりとして大に心痛し居りしに、後に至り同夜丸山にて外人遭害之事を聞き一同は大に驚けりと、此事件は抑慶應三年七月の出來事にして、以上の上海航海は同二年の事にして其期間に於て一年の相違する所あり、而かも大鵬丸の上海に修繕に赴きたりと云ふ事實は未だ之れを認むる能はざるなり。尙ほ又大鵬丸は上海に行かずとも、クラブの所有せし元小管の船渠にも入渠し得べき筈なり何ぞ遙かに上海に赴くを要せざるなり、然るを或は誤つて才吉の慶應元年上海に航せし時の船舶を以て大鵬丸と間違へられたりとせんか、才吉の乗船は大鵬丸にあらずして全く外國汽船なり、若し假に又此上海行と誤られたりとするも慶應三年の變

事の日時と此行程の日時とは全く相異なれり、此に又大鵬丸の一條に絡まる面白き談話を生み出せり、乃ち才吉が海外に渡航するに付ては航海上必須の利器としては時計なりとて、長浦公が之れを愛用せらるゝ貴重の金時計を貸與せられたりと、の事なり、キング副長と共に上海のホテルに滞宿申如何なる間違なりしか、才吉の所持せる時計を彼に窃取せられ居るに氣付き、才吉は屢々之れが還附を迫まれるも彼は頑然として自個の所持品なりとて絶つて之れに應ずる氣色なし、此時憤慨堪へざる者ありしも身に重任を帯び異郷に在りて最後の手段を採るは事外交の問題ともなり如何なる事態を惹起せんも圖られず、沈思熟慮の末空しく怨を呑んで隱忍したりしが、今無事歸朝したる上は先づ藩主に復命を了へ恩借の時計を返上せざるべからず、然るに之れを返すに術なく進退維れ谷まれる場合に遭遇し憤慨切なる餘まり遂に外人殺害の擧に及べる次第なりと云へるが、然るに被害者の當人は標的のキングにあらずして下級の英國水兵なりしに見れば論

理相合せざるの點あり、而かも前提に於ける大鵬丸の上海修繕航海の事實を非認する以上は此出來事は全く無稽の挿話に過ぎざるが如し。吉見は當時十三歳の少年にして先入主となる時なるも斯かる事實を才吉より聽取る餘裕ありしとは信じ難し、然るに時計の一條に就ては長溥公は最も時計の研究に趣味を有せられ、嘉永六年才吉が始めて長崎に蘭學修業をなせるの時十三歳の年上なりし永野圓助は同時代に藩主の命を以て時計専門の研究に従事したるものなり、此時代の福岡藩蘭法傳習御用御渡方を見るに白井謙次郎（後、淺夫金子より四歳の年下なり、後年元老）金子才吉、永野圓助三人に對する往來の宛行、滯留中の給與方に依れば同一の待遇にして三人の間柄は別懇の交ありしと思はる、才吉の歿後、墓碑は白井謙次郎容胤之れを撰し、圓助の長男要吉（今、四三郎、今、年七十七歳）は父の時計修業に従ひ出島の蘭館に出入し、文久元年辛酉十五歳の時才吉によりて元服せりと云ふ、故に藩主の時計研究に關しては永野との間に面白き挿話もあり種々の經緯を想像せらるゝもの

あり。クラブは我藩の家中諸役人へ紋章入の金時計を總花的に振舞ひ、其他艦船等買入に關し禮物を受けたるものもあるべき乎、又傳習生には初めより懷中時計を御渡しあるとも云へり、多くは鍵巻なりしが如し、物品贈與の事は今日の官紀問題とは選を異にすべきも外人の商賣は斯くの如きものなりしと思へり。慶應二年十二月二十日英艦四隻長崎より來航し福岡灣内に於て實彈射擊演習のことあり、大鵬丸亦長崎より入港し高谷綾三郎通辨として乗組み才吉亦本船にありしが同二十三日にはアドミラル提督一行を招き殘島上陸鹿狩遊獵の催ありしが、此時士官（士官にあらすケラ）が島中にて時計を落失したりとの事なるが、此品才吉が所持せる時計と相似たるより才吉は圖らずも疑を受けたりとの説話を松下直美氏（前名嘉一郎、元、福岡市長たり）に聞けるが、之れ恰かも金子の長崎に於ける時計の問題に關聯し相似て非なり、彼れは外人に奪はれ此れは外人のものを奪ひたりとの混淆錯綜せる時計紛擾の好一對の話柄なるが如し、若し才吉の時計がクラブに出で此時計も亦

クラバの取扱と同一製品なりとせば品物の相似たる怪むに足らざるべし、要するに才吉の外人遭害事件が時計の問題に起因せりとは信すべからざるも、前述の如き大鵬丸一件の挿話を生み出したるは吉見均の實話として今は之を訂すに道なく、他日誤解の依つて來る所を知るべき材料として之れを捨てざるなり。

以上は余の研究的批判に過ぎざるが、爰に才吉自裁當時の現狀に就ては當時中番役を勤めたる柴田太八郎田今柴千里の生存するありて能く之れが實狀を明にすることを得たるは幸とする所にして、柴田は其の時十八歳の青年ながら慷慨切なるものあり、當時の藩政は總べて穩便主義にして全く之れを脱藩士の行爲として秘密に附せられ、當時關係せるものは親兄弟と雖口外を禁せられたるものにして、隠れたるより顯はるゝはなしとの古言に違はず、奈何なる筋より漏洩せるものか明治の初年に至り長崎に於て發行する崎陽雜誌に事件の真相を掲載し、前年丸山附近に於て外人を殺害せる

は、筑前の留學生才吉の所爲なることを發表せるに因由すと云へるが、實は當時金子才吉洋學修業として測量術傳習の折柄、西泊砲臺營築竝に港内測量の必要差起り之れが測量用命を申付けられたるも、氣分不揃に相成見守の者指添へ置かれたるに、七月八日の夜圖らずも脱走して自殺に及びたるが其所爲は全く狂病に起因し別に子細あるにはあらずとせられ表面上平穩に裝ひたるものゝ如くなりしかば、世間にては之れが外人殺害事件に關係ありしものとは誰しも思ひ及ばざりしなり。此殺害事件は既に土州藩の嫌疑問題ともなり我藩にては素知らぬ跡にて空吹ひて居りしも之れが發覺の手掛りに付ては事件當時の連行者一列の糺斷に關係せる判事の一人なる佐々木三四郎後の佐々木高行侯爵の昔日談により事發覺の端緒は土州藩士の口より言ひ出されたるが如くなれり。

今昔日談の一節に據れば、土州藩嫌疑事件の取調は王政革新の際、一時中止の姿となりたるが明治元年六月に至りて更に加害者は土州人に相違な

しとの英公使よりの嚴談あり、當時幕府の權威地に墮ち高知の如き強藩に對しては到底威令も行はれず、致方なく等閑に附し居りしも、今や維新王政となりたるに就ては十分の糺明を乞ひたし、其加害者は佐々木と後藤象次と隱蔽し居るとて頻りに抗議を申込み、朝廷も大に驚き此事を當時在京の大目附林龜吉に達せられしが、林は之れを國許に申送りし處、山内容堂公は大に怒つて『證據もない何を言ひ出すか、若し詮議して事實がなかつたならばどうする積か』と直ちに林を長崎に遣はし、朝廷よりは、大隈八太郎を出崎せしむる事となり、佐々木は其時分天草知縣事に任じて居られしが、九月六日突然長崎府よりの呼出を受け、同日午前九時天草を出發し、午後二時半頃茂木に著船、同五時長崎に著し、今魚町初村孫二郎方に宿を取り、其夜林と小島捨藏に會見せられ、右の次第を聞知せられしが、其加害者は土州人にあらざること、は明瞭なり、其人間が分らぬ中は何時迄も嫌疑を受くるに、より之れより充分搜索を遂げんと、林も其決心にて夫より其手筈を相談し、

翌日立山役所に出頭すれば、野村宗七後の壻大隈八太郎後の重楠本平之允後の正吉井源馬、林龜吉等も參會し、加害者搜索に就て相談の末、直ちに八方に手を廻したるも、容易に知り得る能はず、佐々木は此以前に長崎府に出仕し、又鎮將府判事を拜命し、長崎の用濟次第に上京の手筈なりしが、偶々今回の事に遭遇し、又從來の關係上外國領事や外人との交渉事件もあり、又各國領事よりは、交際親密の爲め屢々招待を受け、楠本と共に魯、葡、英、佛、蘭等の領事に會見すれば、和蘭領事は『字佛は來正月頃に戦争の一ヶ月もして十萬人も戦死者を出せば、和議が出来るであらう』といふ、又英國領事は『戦争になるかどうか、何とも斷言は出来ぬ』と云ふ、和蘭領事も『甚だ懸念だ』杯と盛に世間にては取囃されたる話を聞き、京都の交渉より長崎府の事、又天草府の事に至る迄、忙殺せられ、太政官よりは、自分の意見を採用して諸藩に達せられたるも、遂に手掛りなく折柄、不圖したる事より、其端緒を得たるは、林龜吉或は吉が長崎に來りしより、書生を雇ひ置きしに、其書生が『加害者を

知つて居る』と云ふ林は色々様子を開けば『何でも筑前藩の人だそうです』と答へたりと、林は有頂天にて早速自分の處に馳せ來り『かくくの次第であるから同藩に懸合はうじやないか』と云ふ夫れは宜かるべしと答へ其事を澤知事に申出でたるに、澤知事よりは筑前藩の聞役を呼出し取調を命せらる、聞役も狼狽して本藩に報告したるに、同藩にては遂に包み切れず、實は弊藩の金子才吉と云ふ者の所爲にして同人は其場に於て切腹したるが何れも此事は自首するといふことに落著し、林は十月五日長崎を出立し歸國することとなり、筑前よりは戸田佐五郎、小田部龍右衛門を土佐に遣はして謝罪をなし、次で京都にては黒田侯旅館にて林を招待して、長崎出張の慰勞として山海の珍味を饗し、博多織地を贈り、夫より又在京の林、山川久太夫、中村禎輔等を圓山左阿彌に招待し、家老及び役人十名許を饗應し、後に山川等は『御蔭で御馳走になりました』杯と自分に吹聴せる事ありたり、一體此事件の真相といふものは、筑前藩より測量術修業の爲め出崎させたる

金子才吉と云ふものは七月六日星祭見物のため同僚の村澤右八郎、水谷儀次郎、讚井太兵衛、栗野慎一郎、田原養柏、八木謙齋、富永賢治等と同道し市中を散歩して寄合町に來り、外國人兩人が泥酔して道路に倒れて居るを金子は見て大に憤慨して一刀の鞘を拂つて切殺したり、最も黒田家の届書を見れば、同人は發狂して居たるを監護人を付けて置いたと在るも、夫れはどふか知らぬが、同人が其八日に脱走して自殺したとの事を聞役より本藩に報告すると、同藩にては佐幕家全盛の時、他藩の迷惑にならう杯の事は構はずに唯自藩の安全を期して居りたる際なれば、此事は秘密に葬つて仕舞ふ様にと云ふ嚴命を下し、而して土佐にて如何に騒いでも空吹く風ですまして居たるも内實は大に心配したのであらうが、一旦隠蔽したる事にてもあるし、何分重大事件となりたれば、假令自首せんとしても最早手遅れとなり、此處に事件は發覺することとなりたる次第なれば、同藩にては大に驚き家老用人御目附等は長崎に出張し、自訴せる栗野等七人の者も護送せられ、一方

には高知其他諸方に向つて運動する杯頗る狼狽を極め、栗野等は長崎府に於て揚屋入を申付けられ改めて刑法官に引渡されたり、其時は自分は刑法官判事になつて居りたるが、此事の顛末は栗野子爵か詳しく知りて居らるゝであらう、英公使も昨年来土佐を騒がしたが、愈々真相が分つて見れば如何にも面目ないと云ふ所より、老公に向つて鄭重なる謝罪状を出し、老公よりも御挨拶があつて久しき間の懸案たる藩の外交問題も全く此局を結んで、一番は凱歌を奏したりとの昔日談の概要は以上の如くなり。

爰に此事件に付之れを栗野子爵に聞くに、實は才吉事件の當夜内々出來事を我藩の聞役栗田貢までに上申致せしに貢は之を不問に附し時節柄暗黙の裡に開流し各一先づ歸藩するを得策とし何れも歸國することゝなりしが其後、事發覺して一同は長崎府に呼出され立山役所の詮議となり、知事澤右衛門權佐より發覺の次第を傳へられ、朝廷よりは密使として近藤眞鋤を遣はし、藩の公用人として長谷川範藏を始め、詮議掛として門司源一郎、坂

本次兵衛杯を記臆せるが、外國官として大隈八太郎後、重信を指下され刑法官判事又は長崎府判事として松方助左衛門後、正義、井上聞太後、馨、佐々木三四郎後、高行等なりしが、曩に藩の聞役御目附に自訴せる有の儘を申立てたるが、其審問峻嚴を極め、此事件に付ては金子一己の所爲にあらず、一列は之れを關知し居る筈なり、夫々適確の證據あり速かに白狀せよと迫まり、栗野は此事毛頭吾々は與り知る所にあらず無實の事なり、若し證據あらば此處に立會に及ぶべしと發輝と答辨をなせばそは事を曖昧に付するなり、猶ほも白狀せざれば拷問に及ぶべしとの權幕なりしが、遂に英の總領事及英軍艦々長は通辨アストンを伴ひ之れに立會ひ、其他澤山の人々より播磨屋敷の門番に至る迄證人として白洲に出でたるが、對審に及べば各勝手氣儘のことを申立て或は三人由に遁げたりと云ひしもの夫れは山を下りたりと言ひ直すやら或は誰れが刀を抜きたとか鯉口に納めたとか、言ふ所シドロモドロの申立をなし、取留めもなき證據のみにて事實共謀者にもあらず下

手人にもあらざるものが問題となり得べき筈なし、只此證人の内播磨屋敷門番が當夜深更歸館せる様子を知り居る事を危険に思ひ、之れを始末し置かんと話合ひは致せしが果せるかな同人が白洲に居るを見て、扱こそと感付きたりしも後の祭なりしと、夫れより審問終了の後も一列は揚屋入となり、踵て刑法局引渡となり、明治元年十二月某日村澤右八郎外六人は大目附池内清太夫詮議掛木村平四郎、細江三兵衛、坂本次兵衛の三人附添ひ蒼準丸に乗込み登京の事となり、船は大坂へ著京し、十日に至り七人の者刑法御役所へ御呼出となり直ちに六角の鞠獄局へ引留められ二ヶ月間の牢屋入りとなり、翌二年正月二十三日に至り刑法官より福岡藩公用方へ達あり其藩池内清太夫へ申達の義あり、明二十四日午刻今午の鞠獄御役所へ差添人と共に差出すべし、同時に駕七挺用意の上差出さるべしとの事なりしが、翌二十四日公用人添役戸田六郎罷出で、池内清太夫及村澤右八郎外六名に對する達書を受け、右兩通申渡し、黒田宰相家來其方へ引渡候間其旨相心得主人へ

相達すべしとの達書を受け、之れにて事件の終局を告げ、一同は殆んど名ばかりの三ヶ年の禁錮生活となりしと、栗野子爵の語る所及其他文書を綜合すれば概ね斯くの如き始末なり、今太政官日誌(明治二年第九號正)より當時處分の申渡の次第を抄記すれば左の如くなり。

黒田宰相

一昨年七月中於長崎表英國人兩人を暗殺致し候者從舊幕府追々穿鑿有之、昨春來猶又御詮議に相成候處其方家來金子才吉所爲にして其節既に當人自殺致し候趣訴出候右事件此節迄秘し居候は全く重臣野村東馬壅蔽之罪に付屹度處置可致之處東馬儀昨十二月中他罪を以て割腹申付候趣に付右事件に關係連累致候者共別紙之通被仰付候に付ては其方差控可罷出且英國人兩人之妻子養育料相應に差出可申候様被仰付候事
但脱走致し候村上研次郎永尋申付候事

行政官

(別紙)

村澤右八郎	水谷義次郎
讚井大兵衛	栗野慎一郎
原田養柏	八木謙齋
富永賢治	

其方共於長崎表一昨年七月六日夜同藩金子才吉と同行遊歩中道路致酔倒候外國人を才吉及斬殺候節其方共仕形も可有之處無其儀見捨逃去候は背士道失友誼候始末不埒之事に候屹度被仰付方も可有之處今般公然訴出候段奇特に付罪一等を被減禁錮申付候事

刑 法 官

池内清太夫

其方儀一昨年七月六日夜於長崎表同藩金子才吉外國人を及斬殺候後重役野村東馬之申付に依り才吉同行七人之者へ右事件口外致間敷趣其方より申合め候由右事件に付ては他藩之難儀莫大なるを袖手傍觀不訴出今般七人之者より訴出候迄等閑に罷在候條不届至極に付禁錮申付候事

刑 法 官

以上の申渡書中「背士道失友誼候始末不埒之事に候」とあるに付て栗野子爵は謂へらく本件發生の始末は才吉一己の所存に突發し不意の出來事に對しては全く何等關係なき事柄なり。然るを殺人の嫌疑として裁判せられたるに、之れが士道に背き友誼を失するものとは甚だ解し難き次第にして、之れが不埒との御咎めは随分珍妙の宣告文なりと評されたり。
爰に又當時の聞役栗田貢の事を詮索し置かんに、栗田は事件當時の内申を耳にして之れを不問に附し一同を歸藩せしめたる取計もあり、其後の事

件の経緯を熟知し居るものから粟田の調は嚴重を極めたりしとの事なり。今黒田侯爵家の御用掛澤木三郎栗田の甥の家人より傳聞せる所に據れば當時幕府顛覆騒ぎ維新更始の際とて、長崎奉行は江戸へ引拂となり粟田は諸藩の代表合議の上外國岡士も諒解の下に外國交渉等の任にも當ることとなり、土州嫌疑の事情をも知り居折柄、不圖熱病に罹かり歸藩の上養生中なりしが、偶々事發覺の報を傳へ來り、各方面の詮議嚴重となり掛役は親しく貢の病床に臨み審問を始めたる由なるが、當時藩廳にては貢の意識を心配して其申立を懸念し隣家より取調の様子を立聽せしめたりと云へり。然るに應答は不得要領に了りしものゝ如く、其後事の面倒に赴くべきを氣遣ひ貢は遂に病死せしとの届を政府に致せしが貢は死亡の儘にて闕所の處分を受け、後年生ける貢は弟森川に附添はれ遠賀郡若宮に蟄居し一家を斷絶せりと云ふ。爰に又附記し置かんに、土州藩嫌疑の眞最中丁卯八月二十七日長崎奉行より事件當日より翌日曉迄の外出入刻限取調方御達に對し、粟田貢

の取調答辨書によれば事件當日六日夕より七日曉迄は御番方藏屋敷詰方町宿の出入取調には右刻限には出入なしと答辨せるに見ても、當時の事を隱密に附し世の之れを知らざりしも無理ならぬ事にて、事發覺に及びては粟田の罪を問はるも亦己むを得ざる事なるべし、答辨書は左之如し。

丁卯八月廿七日

去月六日夕より七日曉迄致外出候者出入刻限取調申上候様御達に

付左に申上候

- 一 當表御番方に付罷越候番手之義は未々に至迄白晝たり共渡海の儀は猥に不差免無據用事有之相越候共必薄暮を限り根木屋に引取候
- 一 藏屋敷に相詰候者之儀亥刻(今の午後十時)を限り門出入差留候兼ての作法に付右刻限過候て出入之者無御座候
- 一 其頃浦五島町入來屋重平井濱町笠屋善藏方に町宿罷在候ものも有之候に付取調候處右は同夕外出之者無之趣に御座候

以上

松平美濃守内

八月

栗田貢

扱又留學生の監督は水ノ浦屯營所大頭の引請にして、金子才吉は發狂の故を以て同所に預り置かれ、外人遭害事件は母里總番頭竹中大頭との協議の末之れを不問に置き、内聞に附し、萬一此事露顯せば無論責任を帯び自裁する決心にて藩主へは無斷にて才吉自殺の始末を取片付けたるものなり、故に連係者處分の解決と共に竹中に對しては明治二年四月二十五日に至り刑法局より御呼出あり、謹慎申付ける旨の達書ありたり。

黒田下野守家來

竹中與右衛門改

岩手造酒之助

其方儀一昨年於長崎表同藩金子才吉發狂之旨を以て相預り右才吉外國人暗殺事件更に不存由に候得共己に引請候上は配下之警護向嚴重可申

付處番人之懈怠より脱走及自殺許多之不都合に至候儀全指揮方不行届不埒之至に付謹慎申付候事

四月

刑官

大頭役所記たりし仙田文次郎は佩刀を掠取られ、不覺を取りたる廉を以て刑法局より左の通謹慎申付けらる。

黒田下野守家來

仙田文次郎

其方儀一昨年長崎表外國人致暗殺候同藩金子才吉圍所脱走致し其方居間へ駈込佩刀を掠取及自殺候に付ては許多之不都合に立至候儀全く其方不覺より起候條不埒之至に付謹慎申付候事

四月

刑官

此他才吉圍所警護役たりし古賀勇三郎、坂口茂三郎兩人には禁錮申付けられたること左の如し。

黒田下野守家來

古賀勇三郎

坂口茂三郎

其方共儀一昨年於長崎表同藩金子才吉外國人暗殺事件不存由に候得共
隊長申付を以て才吉圍所警護いたし候内同人脱走自殺致し許多之不都
合に立至候段全く其方警護懈怠より起候條不届之至に付禁錮申付候事

四月

刑法官

又前掲處刑申渡書中七人組の外連係たる村上研次郎一人は脱走せるを
以て永尋申付けられたるが、其後村上は函館に居留せる事を發見し藩に連
れ歸り、謹慎申付けられたること左の如し。

弊藩村上研次郎儀一昨丁卯年崎陽脱走之末依御達專穿鑿仕居候折柄函
館表へ居留罷在候趣にて鹿兒島藩堀清之丞、田島敬藏兩人にて連越今七
日引付來候於邸内謹慎申付置候此段御届申上候

以上

七月七日(明治二年)

黒田少將公用人

山内俊郎

辨事役所

以上連係者及諸役人に對する處刑は大要斯くの如くなるが、扱て本事件
の當人たりし金子才吉の犯行に對しては闕所の處分を受け一家を斷絶し、
一子は當時母の胎内にありて實家徳田家に附籍し、後ち男子を擧げ信太郎
と稱し、實家の跡を繼承し、母親は後年東京に於て病歿せりと云ふ、現今縣下
若松市正保寺町に住する信太郎氏は即ち金子才吉の遺子にして當年五十
七歳を數へらる、今昔の感なき能はざるなり。

大正十五年六月二十日印刷
大正十五年六月廿五日發行

坂本龍馬關係文書第二

非賣品

不許
複製

編輯者 東京府豊多摩郡澁谷町字下澁谷千八百五番地 岩崎英重

發行者 東京市四谷區新堀江町三番地 日本史籍協會代表者 早川純三郎

印刷者 東京市京橋區新湊町五丁目一番地 高橋赤次郎

發行所 東京市四谷區新堀江町三番地 日本史籍協會
電話四谷三二八七番
振替東京三九四五番

1871
 1872
 1873
 1874
 1875
 1876
 1877
 1878
 1879
 1880
 1881
 1882
 1883
 1884
 1885
 1886
 1887
 1888
 1889
 1890
 1891
 1892
 1893
 1894
 1895
 1896
 1897
 1898
 1899
 1900

GANSHODO SHOTEN
KANDA TOKYO
田神京東
店書堂松巖

